

第三十八回国会 社会労働委員会 議 録 第十四号

昭和三十六年三月十五日(水曜日)

午前十時二十七分開議

出席委員

委員長 山本 猛夫君

理事大石 武一君 理事柳谷清三郎君

理事滝井 義高君 理事齋藤 邦吉君

理事小林 進君 理事八木 一男君

井村 重雄君 小沢 辰男君

加藤鐵五郎君 櫻内 義雄君

田中 正巳君 渡邊 良夫君

淺沼 孝子君 五島 虎雄君

中村 英男君 井堀 繁雄君

浦野 幸男君 大橋 武夫君

倉石 忠雄君 澁谷 直藏君

松浦周太郎君 赤松 勇君

大原 亨君 田邊 誠君

吉村 吉雄君 本島百合子君

出席國務大臣

労働大臣 石田 博英君

出席政府委員

労働政務次官 柴田 榮君

労働事務官 三治 重信君

(大臣官房長)

労働事務官 富樫 総一君

(労働局長)

委員外の出席者

労働事務官 坂本 一衛君

(労働局福祉 共済課長)

専門員 川井 章知君

三月十四日

委員吉村吉雄君辞任につき、その補

欠として矢尾喜三郎君が議長の指名

で委員に選任された。

同日

委員矢尾喜三郎君辞任につき、その補欠として吉村吉雄君が議長の指名で委員に選任された。

三月十四日

国民年金法案(八木一男君外十四名提出、衆法第四号)

国民年金法の施行及び国民年金と他の年金との調整等に関する法律案(八木一男君外十四名提出、衆法第五号)

国民年金の積立金の運用に関する法律案(八木一男君外十四名提出、衆法第九号)

国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

通算年金通則法案(内閣提出第一四八号)

通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)

は本委員会に付託された。

三月十四日

小児まひ予防接種費全額国庫負担に関する陳情書(下関市議会議長長谷川一郎)(第四四二号)

同(北海道夕張郡長沼町議会議長野野川春一)(第四四三三三)

国民年金法の一部改正に関する陳情書(北海道夕張郡長沼町議会議長野野川春一)(第四四四四号)

同(北海道亀田郡七飯町議会議長阿部八次郎)(第四四五五号)

同(新潟市長渡辺浩太郎)(第四七三三三)

号)

同(山形市七日町東前六十番地の三山形県連合青年団長遠藤登)(第四四四四号)

同(札幌市議会議長斎藤忠雄)(第四四五五号)

同(岡山県赤松郡山陽町議会議長土井原喬)(第四五六六号)

同(岐阜県恵那郡付知町議会議長田口省吾)(第四五七四号)

同(北海道河東郡音更町議会議長脇原清輔)(第四五八五号)

同(北海道紋別郡白滝村議会議長丹羽実市)(第五〇六六号)

同(秋田県北秋田郡比内町議会議長羽賀春吉)(第五〇六七号)

小児まひ予防対策確立に関する陳情書(東京都北多摩郡清瀬町議会議長増田千代三)(第四七二二二)

社会保険診療報酬引上げ等に関する陳情書(東京都杉並区下高井戸一丁目三十七番地上妻弘道)(第四七七七号)

同(神戸市生田区山本通五丁目七十一番地兵庫県歯科医師会会長奥野半蔵外一名)(第五三二二二)

無資格指圧業者に既得権付与に関する陳情書(静岡県小笠原郡菊川町堀之内二十四番地静岡県療術師連合調査会理事長水野辰平)(第四七八八号)

国立三朝温泉病院建設に関する陳情書(鳥取市東町鳥取県村会長長坂出雅巳)(第四九一一号)

生活保護法による国庫負担金交付促進に関する陳情書(青森市長横山寒)(第五〇七号)

社会保険制度の拡充強化に関する陳情書(仙台市勾当台通二十七番地宮城郡町議会議長会長中川清)(第五〇八号)

国民年金制度改善に関する陳情書(東京都中央区京橋二丁目十一番地全日本農民組合書記長亀田得治)(第五二六六号)

国民年金法の一部改正等に関する陳情書(秋田県雄勝郡皆瀬村議会議長佐藤六右エ門)(第五二七七号)

同(和歌山県有田郡湯浅町議会議長戎元一)(第五二八八号)

同(東京都港区芝芝芝評議会館日本労働組合総評議会議長太田蕪外一名)(第五九一一号)

制限診療の撤廃等に関する陳情書(東京都千代田区神田駿河台二丁目五番地東京医師会会長渡辺真言)(第五二九二二)

同(神戸市生田区楠町三丁目兵庫県医師会長鎌谷秀武)(第五三〇三三)

同(新潟市医学町二番町三十六番地新潟県医師会長長広神伊藤)(第五三一一一)

最低賃金制度確立等に関する陳情書(名古屋市中区和区鶴舞町四十三番地の一失業と貧乏をなくす国民大行進東海大会実行委員長寺門博)(第五三三三三)

同(名古屋市中区和区鶴舞町四十三番地の一物価値上げ反対など国民諸要求愛知県陳情団長竹内弘)(第五三四四四)

医療費引上げ反対に関する陳情書

(小諸市議会議長高塚勝見)(第五三五五五)

国民健康保険に對する国庫負担増額に関する陳情書(徳島市幸町三丁目一番地徳島県町村会長扶川文雄)(第五三六六六)

戦死者の公務扶助料支給に関する陳情書(東京都中野区上高田二丁目五百二十九番地林まつ)(第五三七七七)

国民年金制度に関する陳情書(島根県知事田部長右衛門)(第五三八八八)

小児まひ予防接種費全額国庫負担等に関する陳情書(甲府市桜町武内なか子外一名)(第五三九九九)

同(吹田市議会議長奥清)(第五四〇〇〇)

国民健康保険制度改革に関する陳情書(布施市議会議長天野清隆)(第五四一一一)

北方挺身隊千島軍艦戦死者遺族に年金支給に関する陳情書(須坂市大字須坂四百五十番地滝沢キクイ外三十三名)(第五五六五五)

公共職業訓練所の拡充強化に関する陳情書(三重県議会議長小久保久吉)(第五六六六六)

国民健康保険の国庫負担増額に関する陳情書(高知市常屋町百七番地の八高知県町村議会議長会長西村仲道)(第五八五五五)

児童福祉法による収容施設設置費国庫負担金交付基準の引上げに関する陳情書(東京都議会議長村田宇之吉外九名)(第五八七七七)

国民健康保険の国庫負担増額等に関する陳情書（東京都港区芝総評会館日本労働組合総評議会議長太田薫外一名）（第五八八号）

雇用促進事業団法案に関する陳情書（東京都港区芝総評会館日本労働組合総評議会議長太田薫外一名）（第五八九号）

最低賃金法の一部改正等に関する陳情書（東京都港区芝総評会館日本労働組合総評議会議長太田薫外一名）（第五九〇号）

失業対策事業改善に関する陳情書（札幌市議会議員藤忠雄）（第五九二号）

生活保護法による保護基準額引上げに関する陳情書（札幌市議会議員藤忠雄）（第六〇六号）

本日の会議に付した案件
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（内閣提出第三七号）
派遣委員より報告聴取

○山本委員長 これより会議を開きます。
先般、筑豊地区における炭鉱災害及び労働者災害補償に関する調査のため、現地に委員を派遣いたしました。この際私からその御報告を申し上げます。

九州上清炭坑内火災による災害事件の委員派遣調査についての報告をいたします。
当委員会の決定に基づきまして、去る三月九日の福岡県田川郡香春町所在、上田鉱業株式会社上清炭坑内火災による災害及び労働者災害補償に関し、柳谷委員、小林委員及び私の三名が、商工委員会派遣委員とともに、三月十一日出発、現地鉱業所及び坑内災害発生現場に入坑の上実地に調査し、さらに福岡市におもむき、福岡通産局において出先関係官庁につき詳細実情を聴取し、調査に当たりましたが、その調査の概要について御報告を申し上げます。

まず、鉱業所の概要について申し上げますと、上田鉱業株式会社は、本社を東京に置き、九州田川地区に、今回災害の発生いたしました上清炭坑のほか、豊前炭坑と、長崎県に飛鳥炭坑を経営し、総労働者人員数千七百名に及び、月産約二万五千トンを出炭し、同系として上尊炭坑株式会社所属の楠炭坑と、昨年九月、水没事故のため六十七名の犠牲者を出した豊州炭坑があり、概括して中小炭坑の上位にあるといわれておるのであります。上清炭坑は昭和十七年、三井田川炭坑所五坑として開発、同二十六年振興丸吉炭坑に継承、三十年七月、上田鉱業の経営に移り、今日に至っているものであります。職員を含め労働者数三百五十二名、出炭月平均三千七百トン、平均カロリー六千六百二十で、産出炭は、主として燃料用として供給されてお

り、炭鉱保安上、指定乙種炭坑、すなわち甲種炭坑に比し、坑内の可燃性ガスの含有率がやや低い炭坑となっておりますのであります。過去における災害発生では、昭和三十三年六月に、坑内ガス爆発で十一名の重傷者を出しております。

なお、上田鉱業系労働組合は全労系の全国石炭炭業労働組合、すなわち全炭鉱に加入しておりますが、上清炭坑労働組合は同地方の地区労には加盟しているが、上部団体には未加入となっております。

次に、今回の災害発生並びに措置状況について申し上げます。今回の災害は、去る三月九日午前十一時三十分ごろ坑口より約四百三十メートルの地点にある本卸第二水平坑道にある百馬力と五十馬力のうち、五十馬力コンプレッサー室付近から発火、当時これを発見した四、五名の者が消火弾を投ずるなど消火に努めたが火勢は弱まらず、同室のほか付近の坑木、炭壁等に延焼し、約三十平方メートルにわたる坑内火災となり、これがため坑道内に煙が充満することとなったものであります。この報によつて同炭坑の消火班、付近同系炭坑のほか、三井田川炭坑所の特別救護隊等が相次いで入坑し、消火作業に努めた結果、同日午後四時四十分ごろ発火地点の火は消えたのであります。坑道内は依然煙に包まれ、重大な災害となったのであります。当時坑内に九十一名の入坑者があり、このうち二十人は難をのがれて昇坑いたしました。同地点より最深部の石炭採掘現場、切羽付近で作業中の七十一名、内訳、上席係員一名、保安助手一名、鉱員六十九名は、一酸化炭素中毒などと診断される中毒のために死亡するに至つたのであります。遺体引き上げ作業は、同日午後七時ごろより約二百人の救護隊によつて行なわれ、翌十日の午前五時三十分を終了したのであります。

この災害の原因につきましてはまだ不明な点が多いのであります。目下鉱山保安監督部監督官を中心として鋭意究明中であります。

次に労働者に対する災害補償等について申し上げます。事業主よりはとてあえず被災者一名につき見舞金二万円、供物料三万円合計五万円が支給されてお

り、労働基準法及び労働者災害補償保険法上の補償については、福岡労働基準局において会社側並びに鉱山保安監督部と連携の上、準備は完了している現状であります。災害の原因が判然とした上で個人別に支給されますが、被災者一名当たりの受ける金額は平均六十六万円、このほかに会社内の制度としての退職金約平均五万円、会社側の見舞金等が支給される見込みで、合計いたしました一人当たり約七十万円余となっております。さしあたって遺族で生活に困窮するようなことはない状態です。

最後に実地調査にあつた感想について申し上げます。私どもは調査の目標を、災害の防止上、行政面並びに現行法律において不備な点があったかどうか、これについて改正し、再検討する必要があるかどうか、また災害補償が適確に行なわれているかどうかということに重点を置いたのであります。その結果、次の事項については今後嚴重に考慮を要すべきものと思つた次第であります。

第一に、鉱山災害の防止については、常時保安管理者、係員、保安要員、一般労働者の保安教育訓練、ことに退避訓練、保安監督官の適正配置、監督強化という措置は言うまでもないと思つておりますが、坑内ガス爆発、坑内火災、出水等の場合の緊急時の措置として、可燃性ガス自動検知器あるいは自動警報装置、坑道応急密閉

装置のごとき最新の科学技術を取り入れた施設の普及を急速に進める必要があると思つております。緊急電話連絡等の不備による災害の非常に多い現状において、可及的すみやかに施設改善の要があると思つております。なお、中小炭坑には保安施設改善に要する経費について特別融資の道を開く等、あわせて実施すべきであると思つております。

第二に、鉱山監督行政については、鉱山の特殊性と人命の尊重に重点を置いて今後検討を要するものと思つております。そのうち、さしあつて現制度下においての通産、労働両省の密接な連携による保安行政強化については、即時断行すべきものと思つております。すなわち、鉱山保安法の運営については、同法第五十四条の労働大臣及び労働基準局長の勧告権の規定を除いては通産省の所管とし、労働基準法に基づいて労働者は鉱山の労働時間、賃金、通気を除く衛生等の労働条件に関する事項を所管しており、昨年九月豊州炭坑水没のため六十七名の犠牲者を出したあとを受けて、鉱山保安法の規定に基づいて、労働省当局より通産省炭坑保安当局に対し勧告が発せられ、緊急時の措置について問題が取り上げられてきておるのであります。その後両省機関における常時の連絡が密接に行なわれているとはいえないのであります。常時連絡の制度について再検討を要するのではないかと思つております。

第三に、災害補償については、適確に行なわれなければならないというこのことは言うまでもないことであります。遺族に対するせつかくの補償も、

意図中であり、

二

関係者の十分なる留意がなされないため、わずかに一年ぐらいで補償金額を費消するといふことがきこえる。このように、行政指導の面での考慮が必要であると存せられるのであります。

以上、まことに簡単ではあります。が、概要を御報告いたした次第であります。

この際、小林委員よりただいまの報告について補足説明をいたしたいとの申し出があります。これを許します。

○小林委員 委員長、ただいまの報告は、柳谷委員とともに私も加わりまして、三名で調査をいたしました。その結果の報告でございます。私も承するにやぶさかなものではございませんが、ただこの際補足をいたしておきたいことは、以上の委員長報告をもつて、われわれ三人の報告が完全に終了したものであるというふうにとられることは、はなはだ意の満たない点がございます。この点あえて補足をいたしておきたいと思うのでございます。

このたびの調査におきましては、私も管理上の不備の問題、施設上の不備の問題、事件の処理後における不備の問題という三つの点において、非常に了承したい多くの点を認めて参りました。事件の発生は、御承知の通り、上清炭鉱の約四百メートルばかり下がりましたところにおける約三十平方メートル近くのコンプレッサ室におけるばやでありまして、まだ火災の原因は不明でありまして、警察、検察等の調査にゆだねておいてございまして、原因は不明といたしまして

も、三十平方メートル弱の部屋の中におけるばやであります。これは地上でいいますならば、ほんの曇が焦げて、天井が焦げた、そういう程度にすぎないにもかかわらず、そのばやのために尊い人命が七十一名も失われているというこの事実であります。人の命は地球よりも重いといわれる。その一名の命すらも地球よりも重いといわれるにもかかわらず、驚くべき七十一名の生命が、そのばやにも足らざるようなわずかな火災のために失われているというこの事実です。これは一体原因はどこにあるか。私はこの原因を探索するときに、いわゆる鉱山保安監督部の課長補佐の谷君がついに語るところもなき事件が起きた。行政官庁が関係していたところにおいては、これはもう前例というところはいくらも、課長補佐あるいは係長といったものが生命を縮めていって、そうしてその死によって、いわゆる上級官僚の責任も雲散霧消してしましまして、ほんとうの原因の探求もまたうたかたのごとく消えていくというものが、わが日本における行政のあり方でありまして。この点はどうしても私の了承し得ないところでありまして、一体法規の上に不備がないのか、あるいは鉱山保安法という法律は制定せられておりますけれども、この法律を実際に動かす面における行政の部分において、一体不備がないのかどうか。私もこの点を明らかにする意味において、この際一つ、労働大臣ももちろん私は責任なしとは言われない。鉱山保安法五十四条には、いわゆる労働大臣は適時、適切に通産大臣に勧告することができ、そして労働基準局

長は鉱山における危害の防止に關し、鉱山保安局長に勧告することができ、こういうふうな鉱山保安法にも労働大臣の職務というものは明らかにしておる。基準局長の職務を明らかにしておる。のみならず、現地に於ける鉱山のいわゆる時間の問題、あるいはその他の資金の問題、あるいは危害の問題についても、現に労働基準局長には責任があるのでございまして、そういう責任のとり方、監督の仕方について不備があったか。または通産大臣にも、鉱山保安法の法規の上において、なおかつこういう危害、鉱害を防止し得ざる盲点があるのかどうか。あるいは法律は完備であるけれども、その運用の事実の面において監督の不備の点があったかどうか。こういう点をこの際つらつかにしなければ、私は今の委員長の報告だけをもち、わが報告は足れりとして、これを認めるわけにはいきません。その意味において、私は委員長報告をさらに完備いたしました。われわれが国会議員として斯道人心の了承し得るような完全な報告を作り上げる意味において、この際通産大臣をお呼び願ひまして、鉱山保安局長もお呼び願ひまして、われわれの報告を全からしめるために、この質疑に入ることを私は委員長にお願いをいたしたい。もし委員長がこれをお認め下さるならば、私はさらに補足報告の意味において質問を続けていきたいと思ひますが、もし通産大臣や労働大臣をして、われわれの報告を全からしめるために御協力願ひないというならば、私はこの席において、一つ重大なる決意をしなければなりません。

○山本委員長 小林委員の御発言は了

承いたしますが、この際、石田労働大臣より発言を求められておりますのでこれを許します。

○石田労働大臣 上清炭鉱の事件につきまして、当委員会の調査団の報告を承りまして、この事件は全く遺憾な事件でありまして、私が直接所管であるかないかというのを問はず、労働者保護の任に当たつておる者として、深くその責任を痛感いたしましたのであります。

政府といたしましては、さつそく産業災害防止に關係各省の會議を招集いたしまして、目下その具体策の樹立のために鋭意運営中でございます。また保安法、基準法等の運営にあたります。特に私の所管であります基準法の運営にあたりましては、従来とも炭鉱については特に重点的な監督を実施して参りました。たとえば一般の事業場に対しては約二〇〇程度であるのに対して、炭鉱に対しては一〇〇以上、ある事業場に対しては二度も重ねて監督をするというふうな方途をとつてきたのであります。それが、今残念に思ひます。今後

は私どもとしましては、基準監督行政の炭鉱に対する、特に中小炭鉱に対する監督をさらに重点的に強化をいたしまして、その責めを果たしたいと存じます。

また産業災害防止會議については、特に産業災害防止の安全、保安施設の建設のための金融措置をすみやかにすることを当面の重点的な目標といたしまして、本国会のうちに成案を得られるようにいたしたいと考えております。

ここに政府として遺憾の意を表し、かつその責任を痛感いたしますとともに、その責任を果たす目下の方策について御説明を申し上げまして、私の発言を終わりたいと存じます。

○小林委員 ただいま労働大臣から、従来の鉱山に対する基準行政のあり方並びに今後の処置についての御懇篤な御説明をいただきましたが、私は先ほどから申し上げておりますように、われわれの報告をして完全なものとらしめるためには、われわれが同地において抱いて参りましたいろいろの疑問の点を、労働大臣はもとより、疑問の点を、通産大臣あるいは鉱山保安局長等から承りまして、それを解明していただければほんとうの責任ある報告はでき上らない、私はこういうことを申し上げて、われわれの疑問とす

る点を解明し、報告の完全を期するたために、通産大臣もここに一つお呼びを願ひたい、こういうことを私は委員長にお願いをいたしておるのであります。たとえて申し上げますならば、現地に於いて、現に鉱山保安法はあるけれども、われわれは、この保安法を実施する面において、この法律は有名無実である。有名無実ということとは、いませんけれども、たとえていえば、保安上不備である、施設上不備である、あるいは鉱業権の取り消しを命じた場合でも、業者がそれに応じない、あるいは労働者が応じない。それをやめたら百四十名か百五十名が明日から職場を失うのでございまして、通産省が言つても、私はいやでございまして、依然として炭鉱の発掘、その作業に従事しておるときに、それ以

て

上に打つ手はない、そういうふうな事実が行なわれているならば、一体この鉱山保安法はあつてなきがごとしです。これが法律の不備か、あるいはそういうふうにして鉱山監督局がおやめなさうといつても、その作業をしておる、それに対して取り締まる権限が通産省にはないといつておる。労働省にあるか労働省にもない。それなら一体こういうような災害が起きた場合の責任は、だれがとるのかというのです。こういう疑問の点が幾つもあるのでありますから、こういう問題を私は通産大臣、労働大臣とともに同席を願つて、そこで責任の所在あるいは取り締まりの不備の点等々を明らかにしなければ、責任ある報告はできないと思ひます。私は決して委員長の御報告にけちをつけるわけではありません。その報告に加えてそういう点を解明しなければ、国会議員として、国会から選ばれたる視察団の一員として、少なくとも小林進の良心ある報告を欠くわけには参りませんから、その点をここにおいてやらしていただくことはどうかというのを私は委員長にお願いしておきます。

○山本委員長 小林委員の御発言を了承いたしますが、いづれ理事会にお諮り申し上げまして、いなやを決したいと存じます。

なお、各委員に申し上げますが、労働大臣は御承知の仲裁裁定の關係で、十一時にそれが開始をされる、こういうことでございまして、石田労働大臣から申し出がございします。御了承いただきます。

○小林進委員 それでは、今の問題ですが、今委員長が理事会を開いてと

おっしゃつたが、この報告書類の完全を期するために、あらためて労働大臣、通産大臣をこの委員会に招致願つて、この報告の完全を期することに就いて委員長が責任を持って実現をおはかり下さるならば、私はただいまの報告の補足はこれで一応打ち切り、そのとくにやりたいと思ひます。

○山本委員長 ただいま申し上げましたように、各理事にお諮りいたしましたし、いなやを決します。

○山本委員長 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、審査を進めます。

○五島委員 中小企業退職金共済法が制定され発効になってから、まだここに一年二カ月です。四月一日から今回の改正法律案が施行されるとしても約一年半、この一年半の間にも中小企業退職金共済法が改正されなければならぬといふことは、法制定当時すでに、この法律案自身に欠陥があつたといふことです。御承知の通り、当時の政府原案に対しては、われわれ社会党としては、多くの修正点を用意して、政府及び自民党といふ折衝の後、一部修正を見て現在の法律が制定されました。なお、社会党の修正点については、多くの部分が話し合ひの場に乗らないで、話し合ひはしたのですけれども、修正を見ることなく、一部の修正にとどまつて今日の法律が制定されておるわけです。それで、いづれこれはすみやかなるうちに改正しなければならぬといふわれわれは思ったところが、政府から今回数点についての

改正が行なわれて、これだつたら当時から社会党の言う通りに修正を完全にしておいたら、あつて、一年か一年半しかたない今日において修正をすることはなかつたのだらう、こういうふうに考えられるわけです。従つて、今後政府も自民党も、われわれが修正等をする場合には十分話し合ひの場に乗り、社会党の意見通りやつたら大部分が完全な法律になるのじゃないか、こういうふうに思ふわけですか、自民党の委員諸君もよく御認識を願ひたいと思ふ。ところで、今回の改正法律案の審議にあつて、現在の法律におけるところの状態で、一体どうであるか、それから、またこの法に基づくとこの労働省等々の運営がどうであるか、これを若干明らかにしなければ、今回の改正法律案についても審議をするのは困る。従つて、今日までの中小企業退職金共済事業について若干の質問をします。非常に簡単に質問をしていきます。

まず、今日の共済契約の加入の状況は、一体どうであらうか。加入状況が非常に少ないから、加入してこない要件があるから、そこで今回の改正をせざるを得なくなつたのじゃないか、かように思ひます。つて、今日までの共済契約に対する加入状況、事業所数やら、その包含される被契約者の数がどれだけあるか、御説明願ひたい。

○富樫政府委員 最近までにおきます本制度に対する加入状況でございますが、事業所の数にいたしまして約二万五千、関係の従業員の数にいたしまして約三十万人、これに基づく掛金の積立金は約八億五千万円、従ひまして一人平均の掛金は四百十円ということに

大体なっております。

○五島委員 私が知るところによれば、二月の十日現在で二万六千事業所、それから労働者が二十七万八千人です。今局長が言われたことは、約といふようなことで、きようは三月の十五日ですから、あれからずいぶんたつと急速にふえたのだと思ひます。けれども、この問題については約といふことでは承知しよう。ところが約三十三万人の労働者、それから事業所数は二万五千といふことですが、それについての平均の従業員数、事業所数はどのくらいであるかといふことと、それから事業所の構成別、何人から何人までがどのくらい入つておるだらうかといふようなことについて、御説明を願ひたいと思ひます。

○富樫政府委員 加入している事業所の平均従業員数は、約十二人でございします。規模別に加入事業所の数を大ざっぱに申し上げますと、加入している事業所数の約八割方は、二十人未満の小企業ないし零細企業でございします。従ひまして契約されておる従業員の数から見ますと、二十人未満の従業員は約四三%、従ひまして事業所数にいたしまして小、零細企業が非常に多い、しかし従業員は少ないわけでございますから、四三%程度といふことに相なります。

○五島委員 そうすると、四三%も二十人以下があるというふうなことですが、そうしたら二万五千の事業所数で、二百円から千円までの掛金ができるというふうなことになるわけですが、これも、このそれぞれの掛金別におけるところの分布状況はどういうことになつておりますか。

○坂本説明員 こまかい問題がございしますので、私からお答えいたします。二百円から千円までの掛金の口数につきまして、最も多いのが二百円口で、これが三六%を占めております。その次が三百円口が一八%、次いで五百円口が一二%、それから千円口が一%、四百円口が一%、それから六%、四百円口が一%、七、八、九、百円口はそれぞれ三%、九百円口が一%、こういう割合になつております。

○五島委員 そうすると二百円口が大部分非常に多いのです。まあ掛金は少ない方がいいわけですし、案ですから多い。そうするとこの分布状況がわかりますか。大体構成別における状況がわかりますか。

○富樫政府委員 調べて適當の機会に御報告したいと思ひますが、今のところまでの統計はございません。

○五島委員 そうするとこの法制定當時、中小企業の定義の中に百人、サービス業は三十人まで、こういうふうなことになるわけですが、その百人あるいはサービス業における三十人というものは、日本の労働者人口の中、これに対する対象人口を当初何万人と予定されたのですか。

○富樫政府委員 約八百万と計算してあります。

○五島委員 そうすると今回の改正をし、これが通過する、施行されるといふことになつて、百人を二百人、三十人を五十人といふことになつたときの労働者数の増加は、どのくらい見込んでおられますか。

○富樫政府委員 約百二十万と見込んであります。

○五島委員 そうすると、当初八百万

人を見込まれて、そうして中小企業退職金共済法を施行して、すみやかに労働者の福利の増進と、それから中小企業の振興をはかる上において、この八百万人に對してどのくらいの速度でこれが加入していくか。当初の予定というものは、まあ百パーセント入っていくものなりというふうなことは政府も考えられていなかったらと思うのです。大体三百万人程度だと思つておつたのですが、そうですか。

○富樫政府委員 大体十年間に先生のおっしゃる通りに三百万ということを目ざしておりました。

○五島委員 そうするとさつき御説明ございました、約三百万人今日まで加入をしておるといふことは、算術計算でいけば、局長が言われたように十年間ではちようど三百万人になるから、予定の数に達しているのだということになるのですか。

○富樫政府委員 はばさようになると考えております。

○五島委員 そうしたらその提案理由の説明の中に、どうしても入ってくるのが少ないし、入ってこれないような状況もあるのだ、これを拡大する、緩和するといふようなことは要らぬのであつて、当初の予定通りに進んでいって改正の理由といふものを——内容をよくしようといふことはわかりません。私それに文句を言っているわけじゃない。しかしもう少し入ってこれるようにワクを拡大しておかなければならぬ、こういうようなことも述べられておるわけですから、着々として当初予定の通りといふことですが、私たちが了解する限りにおいては、中小企業、零細企業も待ち望んでおるの

だ、こういうような福利的な退職金共済法を実施したら、日本の中小零細におけるところの、組合もできない、そういう退職金制度もない、そういうような従業員も非常に喜ぶ、そうしてまたみずからの力ではなかなか退職金の規定等々もできない、そこで政府が補助をしてこういう制度をするといふようなことが、当時の社会情勢として、中小企業団体なども非常に要望される。従つて八百万人のうちの三百万人を十年間で入れていくといふようなことについて、初年度にはもう少しおつたのです。ところが、この点についてはいろいろあるでしょう。これはあとでまた質問をしたいと思つておつた。でも、当初八百万人で今回二百二十万人ふえるといふようなことになる、大体九百万から二百万程度がこの該当労働者といふことになる、九百万人の該当に拡大をして、そうして法改正して二百人まで範囲を拡大する、サービス業においては三十人から五十人までに範囲をふやす、そうするとやはり十年間の計画をもつて、年々どのくらい加入していく予想がありますか。

○富樫政府委員 ただいまお話し通り、本事業の対象は中小零細企業であり、本来は自前で退職制度を持っていたものが理想でございますが、おっしゃいますように労働組合もないし、また事業主、御主人といふ人もなかなかお忙ししいといふようなことで、本制度を設けたわけでありまして、何分にもこの零細企業が商店街とかあるいは零細工場が集団的に集まつておるといふようなことであれば割合やりやすい

のでありますが、広範な分野に孤立的に存在しておるといふようなこともございます。中小企業団体等の援助も受けておりますが、これらの団体も発足後まだ年久しくございせん。われわれとしてもいろいろ努力はしておりますが、今のところ先ほど申しましたような加入状況でございます。今後十年間大体この範囲拡大によりまして、ほぼ当初の計画に對してプラス四十万程度を見込んでおるのであります。今後とも加入につきましては精一ぱい努力いたしたいと思つておる。

○五島委員 今年度四十万人をふやして、そして来年度は、法施行後一年間で七十万人の加入者になるというわけですか。

○富樫政府委員 言ひ方が不十分でございますが、先ほど申しました三百万に對して、三百四十万程度にいたしたい。

○五島委員 わかりました。それでは次に参ります。

さいぜん局長が説明されましたように、掛金納付の金額は八億五千万円。そうするとその五十三条には、余裕金の運用という規定がございます。そこでこの余裕金の運用がどのようになされておるだろうか。金融機関への預金または金銭信託をしなければならぬとか、労働大臣及び通商産業大臣が指定する有価証券の取得、それから不動産の取得、こういうことや、資金運用部に預託しなければならぬ、こういうことになつておるわけですが、八億五千万円の内訳をどのように利用されているかといふことについて質問をいたします。

○富樫政府委員 この運用は、ただいま先生のあげられました条文の趣旨とする安全確保、かつその資金がかけた中小企業にできるだけ流れるようにという精神に基づきまして、約八〇％を商工債券、約八％を不動産債券に回しております。残りの約一二％を、この業務を委託しております金融機関に定期預金として預金し、残りの、ごくわずか一％でございますが、これを事業団の資金繰り預金として、普通預金として預けております。制度から申しまして、この資金の一部を大蔵省の資金運用部に預託することになつておりますが、これは大蔵省との話し合いで責任準備金の割を回すことになつております。最近この決算に基づきまして、別途一千万円程度を資金運用部に回す手建を進めております。

○五島委員 そうすると資金運用部に預託するのが一千万円、それから金融関係に預託しているのが少ないけれども、一二％といふことは一億円くらいになるわけですね。

次にその五十三条の五項では「業務上の余裕金の運用については、安全かつ効率的な運用を旨しない範囲内で、できるだけ中小企業者の事業資金又はその従業員の福祉を増進するための資金に融通されるように配慮されなければならぬ。」これが五項であります。その点についてはどのくらい使われておりますか。

○富樫政府委員 将来積立金もつとも増額されるような場合には、いろいろ直接融資、特に金の性質上従業員の福利施設等に融資したいという希望を持っておるのでありますが、何分現在の段階におきましては、総額八億

程度でございますので、そのうち八七％に相当する額を商工債券、不動産債券等に回しておりますので、その経路を通じて適当な中小企業への融資といふことを期待してある次第でございます。なお先ほど資金運用部に一割と申しましたその一割に相当する金額が一千万円なんでございまして、これは実は三十四年度の決算から出てきた額の割といふ意味で、まだ三十五年度の決算が今後に残つております。さよう御了承いただきたいと思います。

○五島委員 わかりました。そうするとまだ加入者数が少ないし、従つて掛金の納付も八億五、六千万円だ、従つて従業員の福利施設といふようなものに使われていない——私たちがこういうようなものに早く使つてほしいといふような希望をしておつたわけなんです。

ところが、ずっと預金をしたり債券を買つたり、そういうものや、あるいは市中銀行に預託をしたりした金が業者に流れるであらうし、業者に流れれば、間接的に従業員の福利も増進されるであらう、一つの仮定としてこれをやっていただけたら。現実にはどういふことをしたといふ具体性はない。これから努力すると言われるわけですね。これからその納付金の多寡によつて努力すると言われるわけですが、こんなのは早くやつてもらわなければならぬ。ところが、さいぜん局長から説明されたように、三十万人加入がある、そうして十年間に三百万人、今回の法改正で三百四十万人ばかりを想定するのだ、こういうようなことになる、大体一年々々に三十万人ずついくといふことは、PRも完全になり、そうしていろいろの中小企業者あるいは

従業員もこれを完全に了解した上で予測通りに事業が進行していると言われた、そういうような意味になるわけですが、私たちはそうじゃない。さいぜん言いましたように、もともととええなければならぬ、多いはずだ、こういうふうに思いますと、大府政府のPRがどういうように行なわれているのか、こういうようなことを考えるを得ないわけですね。そこで国の予算なんです、国の予算は、大府事業団の補助金が一億六千万円、それから労働省を通じ地方の各府県に交付金として交付される金が一千九百万円、それから指導監督費として百二十二万六千円です、合わせて大体一億七千三百三十二万円程度が、この中小企業退職金共済法に関する予算づけになっている。そうすると、この中の予算で、政府は、全国の中小零細企業に対し、あるいは従業員、労働者に対していかにPRをされているのか。そうしてそのPRに使われる費用は一体どのくらいだろうか。私がこの予算から見ても、間違いかもしれないけれども、各都道府県に交付される金は一千万円程度ある。そうすると、その中から各府県が政府を代表して、当該都道府県の中小零細企業に対して、こういうような制度であるし、入ればこういうような恩恵もあるし、そうして中小企業の振興にもなるし、従業員も喜ぶというようなPRが行なわれているんじゃないか。そうすると一千万円程度を四十六府県に分けるとすれば大体二十万円程度になるんじゃないか、こういうような計算になるんだけれども、十年間を通じ三百四十万人が想定される。しかも九百万人以上の該当労働者がある。それをこのくら

いので一体認識がされていくのかどうか。それは十年かす必要はないと思う。法の制定当時、瞬時にPRというものが必要でなければならぬ。でなければ、十年たつて認識されてもなかなか目標に達しませんから、そうするとこの二十万円程度でPRができるかどうか。従ってPRの費用は——私が言ったのはPRの費用にならないかもしれない。今県の労政課の費用として各都道府県に交付される金が、ほかの目的に使われるかもしれない。私はそれがよくわかりません。それでPRはどういうところでどういうようなことを行なわれ、そうしてどのくらいの金が使われているかということを知りたいと思います。

○富樫政府委員 PRの経費につきましては先生のお調べになった通りでございます。中心は国から県に約一千万円、それから事業団が九百万円、自前のPR経費を計上してございます。むしろ最近におきます銀行の預金に関するPR、あるいは証券会社の猛烈なPR経費等に比べますれば、はなはだ微々たる経費であることは申すまでもございませぬ。われわれといたしましてはこの経費をできるだけ有効に使うべく、大府県におきましては労政事務所、労政課が中心になっておりますが、さらに監督機関職安機関、商工機関等の御援助も受けて、それぞれ何かの会合あるいは講習会というようになるときにまかり出まして説明を申し上げたり、あるいはリーフレット、パンフレットによって要領を伺したり、あるいはさらに最近まだ年久しくないので十分な力はないわけでございますが、中小企業の共同体あるいは商工

会といったようなものの援助を受けて、この金につきましては、零細ながら一〇〇%有効に使っておるつもりでございます。しかしながら仰せの通りこの金で十分というようなことは毛頭考えておりません。御承知のように国の予算ということになりますと、まあ決して上にも決して下にもなりませんが、今後増額に努力いたしますとともに有効な使い方——ただ、PR経費を使えば事足りるというわけでもございませぬので、そういうことで士気の落ちないようにして関係者を奮励しておるようなわけでございます。

○五島委員 この一千万円程度は、算術計算で二十万円ずつ分けられるわけじゃない。そうすると、この交付は何を基礎として分けられるかということ、わからぬものですか、課長さんからでもけっこうですが、ちょっとお知らせ願いたいと思うのです。

それから、今局長が一部触れられたように、民間企業が非常にPR費用を使つて宣伝をする。そこで民間企業というのは生命保険の退職保険のことだと思ふのですが、こういうものが、この中小企業退職金共済法よりもより有利な条件で、しかもPRをどんどんやって勧誘してそっちに吸収されていくから、従つてなかなかこの法に基づくところの加入者が増加してこない傾向もある、こういうようなこともあつて今回の改正にもなるのだということも想像できるわけです。

それからもう一つは、いろいろ私聞いておるわけですが、業者自身が、この法律では手ぬるいんだ、それで掛金をしてしまつたら、現状のようになかなか中小企業にいろいろな企業

の資金も回つてこない。あるいは福利施設などについてもなかなか回つてこない。これだから自分たちが団体を作つて自分たちの従業員を対象として積み立てをしてしまつて、そしていかなる場合でもその民間の組合で金を使える、とどんどん銀行から引き出せる、この方がよっぽど楽じゃないかというやうなことで、従来もそうでしたけれども、今日もそういうことが地方では行なわれつつある。しかも地方自治体、商工団体等々が中心になつて、そういうふうなことが、全国で数カ所あるのじゃないか、こういうやうにも聞いておるのですけれども、そういう動きがありますか。そうすると、そういう動きがあるのに、今回の法改正をしたらそういう動きはすべて吸収できるということが想定されますか。自信がありますか。二、三点になりましたけれども……

○坂本説明員 最初の交付金の予算の配分の問題についてお答え申し上げます。本年度の一千万円の配分につきましては、おおむね各府県の加入事業所数、それから加入従業員数という実績の上に立つて配分いたしました。それからなおそれに加味いたしました。当該都道府県におきましますところの対象従業員数というものも若干加味いたしました。

○富樫政府委員 今後段に御質問になられました点でございますが、現在のところ、特に民間の保険会社の退職保険でございますが、何かそれとかみ合つて商売争いをしているというやうなことまでは承つておりません。なおまた、資金が直接に回つてこないということ、この制度と相反してしまつて

からの退職金制度を作るといふことでございますが、この法律の施行後一年間、自前の退職制度からこの制度への移行を認めたのでありますが、その実績によりまして、約四万人の従業員に対する自前の退職制度のうち、約五千人分がこの制度に移行して参つたと考えております。むしろ本法全体の精神が、自前の制度が望ましい、そして百人以上、今後は二百人以上の企業におきましては、自前の退職制度のできることを、この法律は、裏返すと、期待しておるわけでございます。従いまして、中小零細企業、本法の対象事業といえども、何か役所仕事で、制度ができた以上は成績を上げるために無理無理この制度に加入させるといふことも、これまた必ずしも本旨ではないわけでありまして、安全でかつ確実性のある自前の制度であれば、それはそれでいいのであります。そこら辺のところは寛政よろしきを得たいと考えておるわけでありまして。

○五島委員 わかりました。四十六条に、業務委託、労働大臣がこれを承認しなければならぬ、こういうやうになつておるわけですが、そうすると、業務を委託された金融機関は一体どういふやうな利益があるのだから、手数料は一体どのくらいつけてあるだろう、そういうやうなことが何か素通りになつて、そして事業団の方にこの金が入つていってしまう。それはさいぜん局長から説明されましたように、大体一・二%程度のものを金融機関に預託しているのだということですが、それども、その数も全国で、一億円程度ですから、大した金額ではなからう。そうすると、その間の手続というものは

の余裕がございますので、できればその間コール等に対する利用の余地はないうちでもない。それから金融機関のこれらの取り扱い店舗が全国で大体一万一千ございまして、おのずからこういう店舗は中小企業と接触の多い企業であるということも頭に入れて、わずかでございますが一二％、これらの金融機関に定期預金で預金しておるわけでございます。しかし、正規の手当は、先ほど申しましたようにきわめて微々たるもので、銀行に対しては実質的に、公共的サービスという意味で御協力を願っておるという建前でわれわれもそういばった態度でなくお願いしておるというわけでございます。

次に、法十四条の通算制の問題については、今回二年以下のところが削られました。その面においては私はいいいと思うのです。その改正趣旨はいいと思います。が、自己の「責に帰すべき事由又はその都合によるものでない」と労働大臣が認めたときは、「通算することができる。」となっておるわけです。そうすると、勤務年数の比較的短いものが中小零細企業に多いから、もう少しワクを拡大したいとして改正しなければ、その労働者に対する福祉の増進などがやっていけないのだ、そこで改正するのだという改正の要旨になっておるわけです。しかも中小企業、零細企業の従業員の勤務年数というものの

は、法に違反した行為をやったり、あるいは就業規則に違反した行為をやったりして罰則を受けてやめるときです。から、こういう場合は、その罰則の個々の条件に照らして通算しない場合があるでしょう。ところが、その自己の都合の退職者も通算されないということに法文上はなるわけです。そうすると、永年勤続をした以外あるいは企業と、企業など会社との都合や、やむを得ざる社会的事情によってやめなければならぬとき以外、自分が退職願を出したら、すべてこれは通算としては自己の都合になると思うのです。ほとんどそれはそうです。そうすると、これを通算しないということになると、十四条

る程度緩和されたことも承っておりま
すが、今回退職金共済審議会におき
ましてさらに検討の結果、二年間とい
う勤続は、他の条件とのつり合いの上
の際廃除をしたらどうかということ
で、廃除したわけでございます。自己
の都合によるという問題につきまして
は、中小零細企業におきます従業員
が方々に転々としないように、安定し
て定着するようにということがこの法
律制定の基本的目的の一つでござい
ますので、この点は審議会におきま
しても、当時としては問題にならなかつ
たと聞いております。審議会答申申
り、今回は二年勤続という条件だけを
廃除することといたしました。しかし

も支給するんだというようなことも規定されておるわけですけれども、自己の都合によるというような場合は、もうあらゆるものが自己の都合になるわけです。そういう者は、その工場がいけないか情いかということとは別問題として、やめるのです。退職はあるわけです。そうして健全な次の事業場に移っていく。またそのやめる会社、事業場が健全であっても、やめていく退職者はあると思います。それが将来検討をすると言われましても、審議会に私たちが要望するわけにいきませんから、審議会には労働省自身が諮問をされるわけですから、こういうものをもう少し検討してもらえないかと諮問を

と率面に私も考えます。現在の減額し得る場合の基準につきましては、おそらく法制定の際に、民間における現在ある退職金規程等をいろいろ参照したたうえで――前にも申し上げましたように、退職金制度ができますれば、事業主、個々の企業において自前でできるものが望ましいというわけであります。それから、現在一般的に行なわれている自前の退職金制度、多くの場合私もこういう規程があると思いますが、そういうものを参照して作ったものと思いますが、なお念のために、常識に反した運用をされては困るということで、労働大臣の認定にかける。実際には都道府県知事にその認定事務を委任しておるわけであります。特にこの認定、その減額し得る場合に幾ら減額するかということにつきましては、確かに法文の上から申しますと過酷にわたらないこと、ということ、そういう抽象的な限界界しかないであります。いかにも私もこれを読むだけだと、うらさびしいような感じがいたします。ただ、これもまた、減額し得る場合の基準そのものに実際問題として相当幅があるので、きめかねてこういうことになったかと思ひます。従ひまして、今後さらに民間のそういう自前の場合の運用状況等を考えまして、行政指導として、この過酷ということの限界、基準につきまして、実情に沿う行政指導が必要かと思ひます。従来やしもすれば、制度ができたと当初でございますので、この制度に加入しろというPRの方に主たる力が入っていったと思ひますが、今後は、加入についてのPRと合わせまして、運用上きめのこまかい指導をして参りたいというふうに考えておるわけ

であります。従いまして、制度的には労働保険審査会というものがあろうことと突っ放すことなく、実際問題として労働課あるいは労政事務所の窓口におきまして、適当な調整などができるようにというふうにいたしたいと考えております。

○五島委員 うらさびしいという言葉が出たのですが、うらさびしいという言葉の反面は、ただいま局長が言われたように、行政指導でこの点はやる、そういうような気持はわかります。ところが、労働基準法の九十一条——まあ第九章は就業規則の方になっているわけですが、それで八十九条を見れば、常時十人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成しなければならぬ。そこで、この該当は、さつき説明をされたのですけれども、二十名以下の組合が四八%だというように説明をされました。二十名以下ですから、十名以下の加入者数もたくさんあるわけですから、就業規則は作らぬでもいいことになっておるところが、この労働基準法は、十名以上十名以下には就業規則を作らなければならぬ。そして九十一条には制

裁規定の制限がある。それは「就業規則で、労働者に対して減給の制裁を定める場合においては、その減給は、一回の額が平均賃金の一日分の半額を超え、総額が一賃金支払期における賃金の総額の十分の一を超えてはならない。」というふうなことでおられるわけですね。これは退職金に対して、これをどうしななければならないということではないけれども、そういうふうに懲罰をするときでも、一日の賃金の半額をこえてはならないし、一月分では十分の一をこえちゃならぬのだというように労働基準法では示されておられるわけですね、就業規則を作る場合。そうすると、それが大体限界じゃないかと思えます。そうすると、退職金規程、これは退職金共済法ですから退職金ですが、退職金とは一体いかなるものか。これは賃金とあつていかなるものか、あるいは企業者が従業員に対して恩恵的にやるのか、福祉的にやるのか、こういうことになりまして、いろいろ問題が發展してくるでしょうけれども、賃金とあつていかなるものである、賃金だ、あらゆる収入が労働基準法では賃金なんだ、従って税金もかかるわけですね。退職金に対しては税金の対象とされておる。そうすると賃金にはならないのじゃないか。この精神をここに援用しなければならぬのじゃないか。そうするとただいま局長が言われたように行政指導ということのみならず、やはり労働省令においてきめるといふふうにしてあるから、それで労働省令においてもそういうようなことを基準として最低の限度というものは設けておかなければ、半額になったって三割になつたって、それがあまりに過酷と思われ

るときだけ、労働保険審査会に異議の申し立てはできるといふようなもの、弱い労働者はなかなか異議の申し立てというものは現実にはできかねる。従って今局長が言われたように、この点については十分に認識をしておらなければならぬ。これはわれわれ社会党としても検討します。

それからもう一つ、今回法の改正にあたって、従来までの中小企業退職金共済法におけるところの中小企業とは、第二条に、百人までの従業員を要する事業場である、サービス関係は三十人までのところを中小企業と言うんだという定義があつたわけですね。ところが今回の法改正によって、二百人までこれを拡大されるわけですね。そしてまたサービス業に関する従業員は五十人までのところまでいいんだ、こういうようなことなんですけれども、一般的な概念として、中小企業というのは、現在では構造の変更もだんだん行なわれておるし、設備投資等々もどんどん目まぐるしく發展しておるわけですから、でも、現在でも中小企業概念というのは、この法律に關係なく、一般的には中小企業というのはどういうところをもつて中小企業の限界と思われるか。

○富樫政府委員 一般に中小企業という概念につきましては、卒直に申しまして厳密な概念が客観的にあるとは承知しておりません。従いまして各関係法律におきまして、あるいは資本金一千万円以下、あるいは三百人以下、あるいは規定されておるようでございます。一々記憶しておりませんから申し上げかねますが、それぞれの法律におきましていかなる観点から、問題があるのか、法的行政措置を講じなければいかぬかという観点から、各法律にそれぞれ違いがあるかと存じます。その場合も資本金一千万円とかあるいは百人以下とか三百人以下といったような社会常識はあると思う。それでそういう観点でありますから、幅のうちに問題を処理するのが常識的かと考えますが、この法律に關しまする主たる眼目は、自前で退職金制度を作るということがむずかしい。事実自前で退職金制度を作っていない分野が広

い。そういう分野に、ある観点から、これ以上は自前でやることを期待しておる、これ以下は自前でやることを期待するけれども、あわせて無理な場合にはこの制度に御加入願いたい、こういう観点でございます。その観点から申しまして、最初現行法では百人と規定されたのでありますが、その後本法施行後に明らかになりました中小企業総合基本調査によりますと、百人から二百人までの間におきまする自前の退職金制度の普及状態が、四七%でございます。また、半分は満たない。ではこの程度まで加入を認めるといふ道を開いたらどうか、退職金共済審議会の審議の過程におきまして、三百人まで広げたらどうかという意見もあつたところでございますが、二百人をこえたところでは、まあ過半数は自前のものを持つておるというので、この際二百人というところに落ち着いたというよう経過でございます。

○五島委員 今の局長の言われた中小企業概念、しかも各法律々々によつてそれぞれ違うだらうと言われた説明、そこで今回百名から二百名にワクを拡大する、あるいはサービス業で五十名までに拡大する、それらのことが実際に調べてみたら、組合もない、そこで自前で退職金制度もない、だからこれを救済と言つたら何ですけれども、こういう法の中に吸収するのだ、こういうことですけれども、われわれは今日まであまりワクを拡大してはならない、従って局長が前段に述べられましたように、この退職金という規定などは、退職金そのものが一体何が国の制度の中にあつていいのかどうかというところも大きな問題でしようけれども、これはひとまずおくとして、自前で、やはり労使双方の話し合いの中

でこれらの労働条件というものは作られるべきだ、従つてどうしても零細企業は組合を作れない、現実には作ろうとしてもぶちこわされるような現実、そこであまりにこれを拡大しておれば、そういうような法律の中に安住してしまつて、労使双方の話し合いの場、自前という、本来の考え方そのものが性格をなくしてくるのじゃないかというおそれがある。従つて現在の法律の制定当時、われわれは百名までワクを持つていく必要はないのじゃないか、できるだけ組合のできかねるような実情にかんがみて、六十人までくらいに縛つていこう、こういうようなことで、あるいは三百人までという意見が出たところで、二百人までは満場一致できまつたというのですけれども、われわれの考え方とは少々違ふのじゃないか。そこで、しからば百人までのワクという現在の法律の中で、五〇%程度はまあ二十名以上だ、そうすると二十名以下のところは五〇%しか含まれていない、そうするとこれでは加入者が少ないし、二百人まで入れたら、百人から二百人までの間はまだ退職金の規定を持つていないから、これを入れようというふうな審議会の考え方だと思つておられるけれども、これをあまりに拡大することは、零細企業あるいは中小企業、二十人あるいは十人、五人以下とかいうような人々を、行政上、PR上忘れてしまふというふうな危険はなかりうか、そうするとわれわれに報告されるのでも、事業団はこういうふう人員がふえました、ふえただけをもつ

てわが党はよしとしない。しかし余裕金の使い方等々には大きな注目をするわけで、それがどういうように労働者に対して福利厚生、福利の増進等々に使われるかという事は注目しますけれども、私達はそういうように考えるわけでは、二百名までに拡大するということはどうだろうか。また一方サービス業は、大体商店のことを考えても、五十名も使っている商店は、商店自身としては、一、資本金とか従業員数によると、一般概念からは一千万円とか三百万円とかという線はあるわけですが、三十名も使っているところは、大商店であるわけでは、それを五十名まで拡大するという事は、これは大々商店である。こういうところまで、こういう法律があるから、自分たちでは自前に退職金を作るといふようなことはできないのだからかというように考えるわけですね。その点についてどういふように考えられますか。審議会がこういうように満場一致になっているのだから、審議会の意見をそのままぶち込んでこの改正をするのだ、こういうことだけでいいか。あるいはこれに対して労働者としては、あたりまえだ、もつともだというように、お考えになって、この改正を政府は出されたのですか。

○富樫政府委員 全く仰せの通り、本制度は中小零細企業におきまして自前で退職金制度を設けられないところに国がサービスの意味において作った制度と考えております。従いまして、でき上がった制度につきまして、関係者がこの制度を十分に活用してもらいたいという意味のPRをし、その結果相当の加入を見ることができ、何か今先生のおっしゃいましたように、手続を立てるといったような意味合いにおいてこのサービスを押しつけるというようなことは、誠に慎むべきものであります。われわれも、中小零細企業というところでもかかわりそうだから助ける、助けると言っているのではない、自分たちがやれるところは自分たちでやる、こういう観点でなければいけないという事を、ほかの問題との関連においても常日ごろ考えておるわけでございます。今度百人を二百人に上げましたのは、大ざっぱに言いました、四七％の自前の制度を持つて、四七％やっていないのだから、ないところは関心が不足だとか努力が不足だとかいふ非難をなし得る余地もありません。従いまして、その面におきましては、健全なる労働組合の組織率も相当なことだと思ひます。その面はその面で指導なり相談相手になりますとともに、やはり審議会におきまして労働中一に絡になりまして、過半数まで達してないのだから、二百人までこの加入の道を開くのが適当じゃないかといふ、三者満場一致で決定いたしましたので、われわれといたしまして、その程度ならけっこうだろうという事で、範囲拡大、多々ますます弁ずるといったような趣旨で修正案を提示したわけではないという趣旨を、ここに御了承いただきたいと存じます。

○五島委員 この点についてはほかの委員からも質問があると思うのですが、時間が無いというので、今労働金庫法がありますが、労働金庫の育成について、これは労政局関係ですか、労働金庫の将来の発展についてうんと理解を持ち、うんと発展させる気持がありますか。

○富樫政府委員 労働金庫が健全なる実態を持つて発展するといふことは、労働金庫制度の本来の目的でございます。その線に沿って、一面金庫の監督をすると同時に、その発展に即応する態度をもって臨むといふことは、制度制定以来一貫して変わらないうところでございます。

○五島委員 現在労働金庫は健全に発展していると思われませんか。

○富樫政府委員 健全の限度でございしますが、おおむね健全に参つておると認識しております。

○五島委員 おおむねというのには、ちょっとおかしいと思うのですが、本法制定の当時、四十六条の「業務の委託」事業団は、労働大臣の認可を受け、金融機関に対して、退職金等の支給並びに掛金及び申込金の取納及び返還に関する業務の一部を委託することができる。そして「事業団は、労働大臣の認可を受けて、事業協同組合、中小企業団体中央会、商工会議所その他の事業主の団体に対して、調査、広報その他の業務の一部を委託することができる。前二項に規定するものは、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。」この業務の委託の項について、いろいろ法制定當時、自民党と折衝しました。こういうことをここで言っているのかどうかかわかりませんが、その業務の委託は事業団がやるのだ、そうして労働大臣がこれを認可するのだといううなこ

とでございましたので、その当時、金融機関というのはどういうところだろうかと、いろいろ話し合いました。そして労働金庫は金融機関である。また中小企業退職金共済法の精神は、さういふから繰返し言っておりますように、中小企業の振興、労働者の福利増進、そうしてすべてが幸福になるようにというように考えられる。そうすると労働金庫といふのは何かというのと、労働金庫は労働者の団体や生活協同組合などが組織して、労働者自身の福利を増進するのだ、そうすると法の精神といふものはそこで一致するのではないかと思う。ところが労働省令、施行規則ができて、審議会が論じられて、その後労働金庫は何か除外されたわけではないでしょうか。従つて業務の委託を受けていないという状態です。その点についてどう考えられるだろうか。何か私は四十五条において事業団の業務報告が作られて、そうして四十六条によつて大臣にこの業務報告が行なわれて、指定銀行はどうするとか、金融機関はどうするとかいううなことをきめられるのだと思つていたわけですが、そこで自民党の、いうならば藤理事に非常に積極的に努力しても、らったわけでは、その後入っていないのです。そうするとやはり金融機関として政府が認めるのならば、金融機関としては同等に取り扱われる必要があるのではないか。これが中小企業に対することの振興の問題について労働金庫を金融機関として指定しておるといふうなことから、僕たちも一歩遠慮する。しかし労働省はなぜこれを作るか。それは労働者を中心と

して、その幸福の実現のために努力しなければならぬ労働省でこの法律ができて、そして中小企業も労働者もともに発展していかなければならぬという将来の展望を持つ限りにおいて、労働金庫を除外することはまことにけしからぬといふ言葉は言葉が強いので、すけれども、なぜ労働金庫を入れないかという疑問がある。従つて、今日までは委託の取り扱いの金融機関として認定はされていないけれども、労働大臣や政務次官あるいは局長が、さういふ申し上げたような発展を労働金庫に期待し、そうして健全に発展していると思ひ、それが労働者の福利の増進になつていふうなことを言うならば、これを除外することはまことにけしからぬと私は思ふ。そこで、今後は一体この労働金庫のウエートを、この事業団の委託業務の中でどのように考へておられるかといふことを、一つ忌憚なくお聞かせ願ひたい。

○富樫政府委員 ただいまお話し通り、われわれといたしまして、労働金庫が金融機関として、他の機関に比し、本制度の委託を受けて業務を遂行する上において欠くところありという認識は持つておりません。ただ、本法の施行当初の経過を調べてみますと、本法施行早々、先ほどお話のありました退職金共済審議会にこの点を諮問いたしましたところ、特に小委員会を設けて、四回にわたる審議の結果、総会に報告されて決定されたところにあります。要するに労働金庫は労働者が金を預け、労働者に融資されるといふことが本来で、直接に中小企業者

との金の受け入れの接触がない、なじみが十分でない、中小企業者の方で何か労働金庫というものがなじまない、そこでこの際はしばらく見送ったらどうか、ということに決定し、そういう答申を受けておるのであります。これは答申を受けた労働省にとりましては、それ自体、気分の問題であると思ふのであります。この制度がサービスを本質とし、気持よく事業主に加いしてもらうという上におきまして、またこの気分の上で中小企業者になじまない金庫をサービスの精神的にこれと出ずのまいかがかと思ひますが、施行後だいつ時間経過しましたので、先生の仰せられた御趣旨を体しまして、近々適当な時期にもう一ぺん諮問して善処したいと存じます。

○五島委員 審議会の報告等々について、局長初め労働省がどのように気分を受け取られたか、それはわかりませんが、私が聞きたいのは審議会の意見は、さつき言いましたように尊重はしなければならぬけれども、この方法でいけば——何でも民主的に審議会にかける、そして結論を得てその報告通りにやるということは一応それが本筋だろうとは思ふんです。しかし、そういう結論が出て報告されたから、まあまあ考えろと、そういう意見はあるけれども、気分の問題としてそうなるてしまった。こういうことらしいのですけれども、そうすると私がさいせんあと返り先返りして述べた趣旨、それをどう思っておられるかという事です。だから四十五条によって、事業団が業務内容を報告する、四十六条によって、労働大臣が認可することがで

きるというふうなことになるのならば、審議会の意見を尊重するしないということは別として、労働大臣には指導監督権があるわけです。そこで労働省として、労働金庫は認可します、こういうふうな気持になられる場合は、積極的に諮問をされるというふうなこともできると私は思ふ。そうしてまた事業団の事業報告の内容に入っていないというふうなことであるならば、それを入れなさいという指導もできる。そうしてそういうふうな配慮の中で労働者の福利を増進していく配慮が労働省としてはなければならぬのではないかと。これが労働省設置法の精神であるわけだ。そういうふうなことで、今日までは入っていません、私が質問したまでは、局長は要聞気だと言われるわけですが、政務次官、どうでしょう。今後この労働金庫を指定するように一つ積極的に努力していただけますか。

○柴田委員 政府委員 御趣旨の点については、私自身非常に共感を持っておりまして、ただ先ほど申し上げましたように、当初において気分的な問題もあったかと存じますが、審議会において相当慎重に扱うというふうな態度をとられたという事実がございますので、やはりそれを無視して労働省の方針だけで進めるというふうなこともどうかと思ひますので、お説の通り、十分検討いたしまして、その御趣旨に沿って善処いたしたいと存じております。

○五島委員 制定当時の審議会の意見は聞くともなく聞いております。だからこの件について私が言いたいことは一ぱいあるけれども、やはり——まあムードの問題は言わぬことにしまして、そこで政務次官や局長から述べられ

れましたように、共感してもらえなかったらそれでいいのです。それで今後いつて下さい。それでさいせん賃金の中ほどに言いましたように、手数料が十円では何にもならないじゃないか、預託金だつて一億円で一万一千の個所について預託をしている、利益が何にもならないじゃないか、そういうふうなことであつて、労働金庫が利益にもならないことをなせうか。労働者の金融機関であるがゆえに、そういうことを損をしても、もうからなくてもやらなければならぬなければならない一つの使命というものがあつたのだというふうなことを労働者が認識しない限りにおいて、要聞気とかムードで労働者が解決すべきではないと思うわけですから、審議会にはあらゆる代表が出ておられますから、いろいろなことが聞きにくいし、私たちが聞いたら怒りたくなるような意見も出るでしょう。そんなことは聞かぬことにしまして、労働金庫を指定するのだというふうに努力するということがはつきりわかりましたから、私はそれだけにとどめておきます。まだ定めざるころは次の機会に譲りまして、これで終わります。

○斎藤(邦)委員 本代理 滝井義高君。○滝井委員 中小企業退職金共済法について、今、五島さんの方で重要な点をおやりになったのですが、重複しないように三、四ポイントお尋ねしたいのです。それはこの法律ができることによつて中小企業の振興をはかることはもちろんですが、同時に、その振興をはかるというところの中に、そこに働く中小企業の労働者が安心をして相当長期にわたつて働ける姿をこの法律は作りた

○富樫政府委員 おっしゃいますように、この一年四カ月ばかりの間に顕著な統計上の根拠が出てはおりません。それから中小企業全体のうちで本制度に加入しておるパーセンテージもまだ微々たるものでございます。ただ一つだけわれわれの手前勝手なことを申し上げますと、本制度ができたときに予定いたしました中小企業の退職率が年間一八%と見ておつたのが、本制度に加入したものの脱退率が約九%、むしろ脱退率をしないのではつたらかしておるといふのも、零細企業のことだから相当あるかと思ひますけれども、今の数字から申しまして、少なくとも加入したところは安定性が増し、その方向に進んでいくのではなからうか、こう考えております。

○滝井委員 私は、今の見方は、退職金制度ができたために、一八%くらいあるだろうと思つておつたのが、加入した企業については九%くらいに移動率の下がったということ、むしろこの制度のためではなくて、こゝに二年における日本経済の成長、そして中小企業における労働力の不足というものによつて、中小企業の事業主が自己のなればいかにぬという気持の方が多く作用したのであつて、この制度ができ

たから一八%が半分の九%になったのじゃないんじやないかという感じがするんです。さいせん気分の問題り言つておつたが、そういう気分があるんじゃないかという感じがするのです。そこで私はそういう関連で一つお尋ねをしたいのは、この制度では今までの国庫の補助金を五%出す、これを五年以上掛金をかけたときに初めて五%がついてくるわけです。十年以上、百二十カ月以上になりますとこれが一〇%、一割になるわけです。最近における日本経済の状況から見ても、中小企業における労働者が大企業に、少なくとも質のいい者は、特に技術を持つている人は吸収されて、引き抜かれていく傾向が出てきているわけです。それだけにやはり中小企業における大企業からの引き抜き、あるいはよりよき労働条件のところへの急激な移動を阻止するために、この中小企業退職金共済制度が、そういう流れに対して何か一つ中小企業を守る役割を果たさなければ意義がないと思ふのです。そうしますと、その意義を果たすためには、中小企業の事業主に掛金その他を急激に増加をしないと言つても、これはなかなか無理だと思ふのです。これは退職金制度ばかりではなくして、そのほか健康保険制度もあれば、労災もあるし、厚生年金もあるわけです。千円について、多分百二、三十円くらいかかると思ひます。従つてなかなか無理なんです。私はここでこの五%を、五年以上のものについて退職時に五%国が出すわけですから、それを一つ年々出す制度を作つてみたらどうかということなんです。たとえば一年に

三十億なら三十億の掛金が集まって参りました、そうするとその三十億の五％あるいは三十億の一割、一〇％、こういうような出し方をしてみたら、これが必要じゃないかという感じがするのですが、この制度を作るときにも、われわれはこの制度を早く打ち立てることが必要だろう、そのためには社会党の要求を最小限度自民党さんにのんでいただく、あるいは政府に了承していただく、こういうことであつたとき、あとでまた少し触れてきますが、今日の段階になつて参ります、やはり国が五年たつてからその退職時に五％とか、十年たつたら一〇％という

度のことは、ある程度ベターな魅力増大というふうな考えられます。ただ制度的に失業保険におきましても、国庫の三分の一の負担というものは、労使の負担が年々積み立てて利息がついていくのに、国の負担は清算補助といったようなことになつておられます、大蔵省との事務的折衝その他におきまして、相当難渋するかと思ひますが、もと

で占めているわけですから、問題は私は十人未満、特に五人未満だと思ひます。これは健康保険もなければ厚生年金もない、労災もかけたりかけなかったりだ、こういうところが問題だと思ひます。昨年の九月三十日現在の状態を見ますと、一人から四人までの事業所は五千二十三事業所です。これを比率にしてみますと、一人から四人までは二割九分です。そして従業員の数にしてみますと、一万一千九百八十九人で六％しか占めていない

この労働者は、二百円ぼちりの恩典しか受けないわけですから、これを、今私が主張した五％とか一〇％というものを掛金の総和にして国から出してもらつて、そして逆にこの下に厚くするわけですね。特に十人未満について厚くするわけですね。そういう制度にこれをやはり組みかえる必要が私はあると思ひます。この制度でいきますと、これは逆ピラミッドになるのです。国の補助金も上の方にいけいけいく可能性が出てくる。何となれば上の方ほど移動率が少ない、だんだん年限が長く勤務することになる。下の方はかけ捨てになる可能性の方が多いのです。

制度を改めてもらう必要があると思うのですが、その点あなた方はどうお考えになりますか。

○置業政府委員 卒直に申しましてただいま初めて承つた御意見でございませう。御趣旨としては非常に妙味のあるおもしろい考え方かと存じます。ただ制度的に考えますと、やや似た他の保険制度等におきまして、規模別に低賃金労働者についてはこうだといったような取り扱いがなされておりました。その趣旨はどういう趣旨に基づいたか、少なくとも私どもの何からいいますと、相当技術的な困難が伴うかといふような点、あるいは最初九人であつたものが退職時代になりますと企業が發展して十五人になつておつたといふようなこととか、いろいろ技術的な困難はあるかと存じます。しかしながら初めて聞きまして、すぐどうという色よい返事と申しますか、そういうことはしにくいのでありますが、十分に検討させていただきますと存じます。

○置業政府委員 その方がよりベターになることは申すまでもないと思ひます。ただこの法律ができるまでの経過をあとになって私聞いたのであります、この五％、一〇％を何年から与えるかということは、これまで申すまでもなく特別の理論とか理屈を背景とした所産ではないので、やはり政治的な観点から、この程度の魅を付与しようというように承知しており、ます。従いまして魅力を増大するためにある程度ベターな措置は十分考え得られるかと思ひます。なおあまり魅力が多過ぎると、目前でやろうという意欲を阻害しますが、ただいま言つた程

○津井委員 そうしますと、制度運営の上からいきますと、労働省当局も私の主張したように、積立金の総額について五％とか一〇％を先にやつてもらった方がいいのだということについては意見の一致を見たようでございます。あとは全く政治的な、大蔵省なり予算折衝上の問題になつてくる、こういうことでございませう。いずれこれは来週にでも大蔵省に一べん来てもらつて少し意見を聞かなければならぬ点が出てきたのですが、私がそういう主張をなすのかと申しますと、昨年の九月三十日現在における状態を見ても、二十人未満が八割ですね、二十人未満の零細あるいは中小企業の人たちがこの加入者の八割を占めておられます。そうしますと三十万の加入者があつたとすれば、二十四万人というものが二十人未満だということですね。まあ二十人ぐらゐのところが、私は日本の企業だつたらいい方だと思ひます。二十人未満といつたら八、九割は中小企業の中

を相対確立してやる必要があるんじゃないか。それによつて、ここの、十人未満の事業所における労働者の退職というものが不安を相当程度なくすることができるとおもうんじゃないか。ということになると、おそらくこういうところの事業主というものは二百円のところしか加入してないと思ひます。そうすると、二百円についてあれは五％、こうなつておるわけですね。しかしこれは全部おやじがかけられる金なんです。事業主がかけてくれる金なんです。事業主が五、六十円か、七、八十円、それはおやじの方の負担でできておるわけですね。しかし二百円しかおやじがかけられないという

○津井委員 九人のものが十五人になつたり、十五人のものが五人になるということはあると思ひます。問題は、たとえば今までの恩給の概念でございます、退職時の給与と、こうなつておるわけですね。従つて、退職時の企業の規模にしておけばいいのじゃないかと思ひます。そうすると、今まで二十人のところが十人になつたら、それは退職時とで適用していいのじゃないかと思ひます。だから、社会党のもの原案は六十人以下という工合にしておつたのです。政府の方が百人以下な

○置業政府委員 九人のものが十五人になつたり、十五人のものが五人になるということはあると思ひます。問題は、たとえば今までの恩給の概念でございます、退職時の給与と、こうなつておるわけですね。従つて、退職時の企業の規模にしておけばいいのじゃないかと思ひます。そうすると、今まで二十人のところが十人になつたら、それは退職時とで適用していいのじゃないかと思ひます。だから、社会党のもの原案は六十人以下という工合にしておつたのです。政府の方が百人以下な

○津井委員 九人のものが十五人になつたり、十五人のものが五人になるということはあると思ひます。問題は、たとえば今までの恩給の概念でございます、退職時の給与と、こうなつておるわけですね。従つて、退職時の企業の規模にしておけばいいのじゃないかと思ひます。そうすると、今まで二十人のところが十人になつたら、それは退職時とで適用していいのじゃないかと思ひます。だから、社会党のもの原案は六十人以下という工合にしておつたのです。政府の方が百人以下な

○置業政府委員 九人のものが十五人になつたり、十五人のものが五人になるということはあると思ひます。問題は、たとえば今までの恩給の概念でございます、退職時の給与と、こうなつておるわけですね。従つて、退職時の企業の規模にしておけばいいのじゃないかと思ひます。そうすると、今まで二十人のところが十人になつたら、それは退職時とで適用していいのじゃないかと思ひます。だから、社会党のもの原案は六十人以下という工合にしておつたのです。政府の方が百人以下な

○津井委員 九人のものが十五人になつたり、十五人のものが五人になるということはあると思ひます。問題は、たとえば今までの恩給の概念でございます、退職時の給与と、こうなつておるわけですね。従つて、退職時の企業の規模にしておけばいいのじゃないかと思ひます。そうすると、今まで二十人のところが十人になつたら、それは退職時とで適用していいのじゃないかと思ひます。だから、社会党のもの原案は六十人以下という工合にしておつたのです。政府の方が百人以下な

○置業政府委員 九人のものが十五人になつたり、十五人のものが五人になるということはあると思ひます。問題は、たとえば今までの恩給の概念でございます、退職時の給与と、こうなつておるわけですね。従つて、退職時の企業の規模にしておけばいいのじゃないかと思ひます。そうすると、今まで二十人のところが十人になつたら、それは退職時とで適用していいのじゃないかと思ひます。だから、社会党のもの原案は六十人以下という工合にしておつたのです。政府の方が百人以下な

んです。私はこれを上に拡大すること
は逆だと思ふのです。力を下に入れて
いくという方がほんとうだと思
うのです。百人を二百人にしてお
りますが、二百人の今の企業というこ
じになります。これはどういふことにな
るかという、オートメーション化さ
れますと二百人といふ相当の規模で
す。そして相当の生産をあげなければ
ならぬ。もう今の段階では、二百人な
んといふものは、これは退職金も何も
ほうっておくという状態ではないです
よ。二百人ぐらゐになりますと、大体
退職金制度といふものは相当確立され
てきている。むしろ私は、妥協すると
すれば、やはり二十人か三十人以下の
ところに、この政府案の退職金制度を
やろうとすれば、力を入れなければな
らぬ段階ではないかと思ふ。しかもそ
の二十人、三十人が日本の輸出産業の
下請として一番力を入れていくところ
なんです。大企業から多く搾取されて
おるところなんです。そういう点で
私はどうも——政府のこの改正とい
うものは、それは悪くないです。百人
を二百人に拡大し、三十人を五十人に
拡大することはいい。しかし、商売人
で五十人使っておてごらんない、
これは相当なものなんです。われわれ
が国の補助金を入れたり政策的に強め
なければならぬというところは、私は
むしろ逆に百人以下であり、三十人以
下のところであると思ふのです。そう
いう意味で、その中から十人未満——
特に十人未満といふものは、政府管掌
の健康保険については五人以上が強制
になっていきます。強制になってい
けれども、十人、十五人のところで加
入してないところは、東京都内を調

べてみるとたくさんありますよ。そう
いう意味で私は今のことを申し上げて
いる。だから、退職時の規模でい
ろのことは操作したいと思ふので
す。掛金は同じくかけておるのですか
ら。

そこで、これは別の問題に入るわけ
ですが、そういういい制度をお作り
になったわけですが、その場合
に、所得倍増計画ですね、今内閣の経
済政策の一番の柱である所得倍増計
画と、この退職金の制度とが、一体ど
ういう関連を持ってくるのかというこ
とです。というのは、第一次産業が、三
十一年から三十三年の平均をとれば、
就業者の中で三九・六％ぐらゐ占めて
いるわけです。千六百四十五万です。
それが昭和四十五年になりますと二
三・七％で千五百四十四万、約五百萬減
るわけです。問題は、二次と三次がこ
の法案に關係してくるところですが、
さいぜんの御答弁では十年で三百萬人
入れるといふことだったですね。そし
てそれを四十万ふやして三百四十万、
こういふことだったのですが、第二次
産業が三十一年から三十三年までの平
均が二四・二％のものが三二・二％に
なっていくわけです。千六万人ぐらゐ
のものが千五百六十八万、五百萬ふえ
るわけです。

〔齋藤邦〕委員長代理退席、委員
長着席

それから第三次産業が三〇・七が三七・
一になりました、千二百七十六万が千
八百八十八万——これは所得倍増計画の
数字ですがこうなるわけです。これで
やっぱり五百五十万ぐらゐふえるわけ
ですね。こういうように、十カ年間に
二次と三次で約千ふえるわけです。

これは私は大企業にはそうよいにふ
えないのじゃないかという感じがする
のです。これは政府の計画では、ある
いは大企業にふえることになってお
るかもしれないが、実質的には雇用とい
うものは中小企業に増加していきま
す。大企業といふものは臨時工が何
かになってしまふ。社外工とか臨時工が
ふえて、最近の傾向もそうですが、実
質的には中小企業にふえてくる。そう
すると、今度これを二百人に拡大をし、
五十人に拡大をしますと、この対象に
なる数といふものは、ことはあなた
方はそれを九百十萬程度に見たわけ
です。ところがこれが十年の後になりま
すと、おそらく倍になりますよ。倍に
なつたときにもなお三百萬だといふこ
とはおかしいですよ。そうでしょう。そ
うすると今まで答弁しておつた三百萬
が十年後に三百四十萬になるといふよ
うなことでは、この制度の発展はない
ですよ。いわゆる二千萬にはなつて
おつて——二千萬にはならないかもし
れないが、千四、五百萬か千七、八百
萬ぐらゐになつておると、その中の
三百萬だといふことになる、五分の
一か六分の一しか加入しないといふこ
とになつてしまふ。それでは私はこの
制度は所得倍増計画に乗る制度ではな
いと言わざるを得ない。やはり労働省
の政策といふものは人間中心に、所得
倍増計画を考慮に入れた上の政策にこ
れは転換をしなければいかぬと思
うのです。その転換が今度のこの改
正にはないんですよ。一体所得倍増計
画とこの中小企業の対策という關係を
あなた方がどう考へて、そうして制度
を打ち立てていくかということです。

この關係でございすが、確かに所
得倍増計画の実現過程におきまして
は、第二次産業、第三次産業に従業員
の構成比率がふえてくる。と同時に、
一方におきましてはその過程におい
て、中小企業と大企業との労働条件の
従来の格差が漸次狭まってくる。すな
わち生産性が低いとか、あるいは支払
い能力が弱体であるという意味合いに
おける中小企業という概念がだんだん
薄れて、中小企業は中小企業なりに適
正規模の業種というふうなことで、大
企業と中小企業との所得格差がだんだ
ん狭まってくる、労働条件の格差も狭
まってくるといったような傾向を持
つ、従ひまして逆から申しますと、今
度の其の法が自前で大企業並みの、
あるいはそれに準ずる退職金制度が作
れないものにサービスするという制度
の意味合いが漸次、さつきから先生の
おっしゃつておりましたように、この
加入規模を拡大する方向から、今後は
大筋としては、ある意味におきまして
縮小して、先生のおっしゃつたように
零細な企業の方にこのミルタを圧縮し
ていく、濃厚に圧縮していくという大
きな方向に進まなければならぬという
格差を持ていかないと存じます。ただし
か、所得倍増計画が百年とか二百年と
いうのでなく、十年間、この制度は長
期、十年、二十年動向というものを前
提としておりますので、年々倍増計画
と合せて制度をスライド的に直して
いくといふことは、技術的に非常に困
難かと思ひます。しかしその方向と、
あるいはまたその間に金利低下の方向
もございまして、そういったような
ことを伺ひまして、卒直に申ししま
して本法施行後現在一年四月目でご

ざいすが、今後そういった長期傾向
との關係において、これは何もこの制
度だけでなく類似的長期積み立て、長
期給付という制度等にも共通の問題が
あるかと思ひますが、そういうこと
で、そちらの方の検討も腰を据えて
じっくり検討してみたい、そういうふ
うに考へております。

○斎井委員 長期のものと関連して検
討をしたいといふことですが、由來退
職金の制度といふものが、大体長期的
な見通しに立つておらなければならぬ
と思ふのです。そうしますと所得倍増
計画で雇用の構造がずっと近代化され
て変わってくることになるわけです。

今の客観情勢から見ると中小企業には
若年の新規労働力の吸収といふことは
非常に困難になつておるのが現実です
よ。そうしてそういう情勢であるか
ら、従つて中小企業には中年、青年の
労働力がたまつてくるわけです。これ
はもういい待遇を出さぬ限りは集めに
くい。これは客観的に今すぐに出てき
ている情勢です。今後ますますこの情
勢は私は強くなると思ふ。そうします
とその中高年齢層が中小企業に定着を
余儀なくされればされるほど、その老
後、退職後における生活の安定とい
うことを考へてやらなければならぬで
すから、従つてこの制度といふものは、
ますます中小企業中心に、国がある程
度でこ入れして、ある程度金を入れて
強化しなければならぬことになつてく
るのは必然です。私はいづれ機会をあ
らためて雇用政策全般について質問を
したいと思ふのですけれども、しかし
今中小企業の問題ですから……。私は
雇用問題から中小企業の危機が農業よ
りも早く来ると見ておりますよ。中小

企業自身の危機が所得増計画で農業よりも先に来るとすれば、中小企業における労働者の退職の問題というものは一番ポイントとして考えておかなければならぬ問題になってきます。それだけに、やめたときに七百二十円とか、三千四百円とか、四千三百円とか、そういうちやちやなものでなく、やはり国が相当なものをそこに入れてやる制度というものを考えなければならぬと思う。一昨年、一年四ヶ月前にこの制度が打ち立てられるときには、今のような所得増計画のムードというもののはなかったわけなのです。そして全くここ一年ばかりの間に、特に昨年の終りから日本の経済の状況というものはがらりと変わってきているわけですから、その変わってきている、所得増計画というものの、あの制度にやはり編成がえしなればならぬとが来ている。そういうときに、たったこれだけの改正であるということは私は問題だと思ふのです。これは労働省、少しものの考え方をおくれている。私に言わせるならばおくれおけるのです。だから当然池田内閣の経済政策にマツチした、人間中心の、やはりこれは中小企業における雇用政策の重要な一環ですから、その中小企業の運命を考えて、その運命をどうこれで打開をしていくか、これは人間から、雇用の問題から打開をしていく点だと思ふのです。それが欠けているのです。だからそういう点では、今の私の言ったようなものの考え方によって、やはり国庫の補助金、負担金というものを直されなければならぬと私は思ふのです。これをこのままで行ったって、所得増計画における中小企業の危機を

救う法案にはならぬです。昔ながらのもので来ているのですから。だから一年四ヶ月前の頭を今の池田内閣における所得増計画の頭に、岸内閣における安部体制を強化するときの頭で作ったものではなくて、新しい経済問題を推進していく立場でこれは考え直さなければならぬ時期が来ていると思ふのですが、その点どうですか。できれば次官に答弁してもらえば一番いいのですが。

○柴田(労働)政府委員 まことにお説の点はごもっともな点があると存じますが、先ほど申しましたように、いろいろなつかみ方の点もございまして、はつきりとそこまで打ち出すことができなかったという点については、御指摘の点等もございまして、十分ではないという点を私どももまた認めざるを得ないと存じますが、さしたる現実の問題と、将来の産業全体の構造の機会にそれにマツチさせるといふことに努力をいたすということ、当面非常に要望の強い、しかも不備を是正するということ、この程度にいたしたいということについては、一つ御了承をいただきたいと存じます。お説の点につきましては、いかにも不十分であるというところは、私個人としては認めざるを得ない、かように考えております。

○高井委員 そうしますと、ことし三十万人程度の加入者があるのですが、三十六年中には一体労働省としてはどの程度の加入をお見込みになつていますか。

○富樫政府委員 昭和三十六年度におきましては大体二十万、先ほど三百万と申しました趣旨と十年とが結びつきましたのは私の言い間違いでございませう。この制度が十何年間、ある程度になりますと、加入者と脱退者といううな関係がありまして、ほぼ三百万という天井で落ちつくのではなからうかということ、四十二年、四十四年の十年後におきましては、大体百九十万から二百万という程度の見込みでございしますので、大へん恐縮でございませうが、最初申したことを今の言に改めたとい存じます。先ほど三百万というところは、そのベースに乗っているという、一年四ヶ月で三十万ですから、一年間二十万というペースに乗っておるといふ意味に訂正させていただきます。と思ひます。その意味で、三十六年度一年間の見込みとしてはほぼ二十万ということでございます。

○高井委員 そうしますと、労働省は今の所得増計画で、日本の経済の雇用構造なり、事業所の規模別の構造というものが一体どういう工合になるとお考えになつておるかということ、すなわちこの法律でいう百人未満、今度これを二百人未満にするのですね。その二百人未満の事業所の数なり、労働者の総数というものは、一体昭和四十五年になつたら、どの程度になるとお考えになりますか。

○富樫政府委員 所得増計画の実現過程におきまして雇用構造の展開でございしますが、今のところ第一次、第二次、第三次といったようなくくり方でものを考え、政策を策定してございしますが、その間におきまして、企業規模別にどういふふうに変化をもたらすかということにつきましては、なかなか事柄の性質上、そこまで計画し上どういふ見込みはできておりません。

○高井委員 そうしますと、三十二年、四年になつてから百九十万とか二百万ということも、これは全くおかしなことで、当てずっぽうの数字になつてしまふわけですね。去年三十万くらい入つて、ことしは二十万くらい入るだらう、それだからおよそ十年間で二百万くらいと言つておけばいいだらうというふうなことに新しはなつてしまふのです。これは新しい所得増計画で雇用構造の近代化というものが行なわれる限りは、相当の変化が出てくるわけですよ。家族従事者なり自営業主というものが雇用労働者にぐつとなつてくるわけですからね。従つて、それに見合つて、今のままの百人で、あるいは三十人でもいいです。一体こういうサービス業とか、製造業というものがどういふ工合に変わつてくるといふことが一番大事なところじゃないでしょうか。それじゃそれがはつきりしないならば、現実のこの三十人と百人以下で、一体どういふ工合に加入の分布がなつておるかということとです。これはわかるはずですよ。たとえば製造業ではどういふ工合に加入しておる、サービス業ではどういふ工合に退職金に加入しておると、これはわかるはずですよ。

○富樫政府委員 現在加入しております事業所を、製造業及びそれに対するサービス業というふうに分類いたしますと、製造業の方が五九%、約六割、サービス業の方が四一%、約四分六分の関係になつております。

○高井委員 そうしますと、製造業とサービス業という分け方で、その製造業の中でもやはりもう少し特徴的なものが私はこの制度の加入の中にあるのじゃないかと思ふのです。サービス業だつておそろしく特徴的なものが何か出てこなければならぬと思う。と申しますのは、この規模別の状態を見ると、人数でいけば、あなたがさいせん言われたように、とにかく二十人以下というものが全加入労働者の八割を占めているということですよ。二十四万人で、一体どういふ業態に集中して現われておるか。サービス業ならどういふもの、製造業ならどういふもの、これはわかるはずだと思ふのです。わかるはずだと思ふ。これはわれわれが今後この制度を推進していくPRをやる拠点をそれによつて見つけることができると思ふのです。だから従つてこういう制度に関心をもち、入りやすいところの企業というものは、一体どういふものかということがそれによつてわかると思ふのです。そこあたりをちょっと説明していただきたいのです。

○富樫政府委員 今のところ——今のところと申しますより、ただいまここに製造業、サービス業とさらに分類づけた資料がございせん。ただ現在までのところ、とにかく八百万の対象従業員が全国に散らばつておる。これを相手に、できるだけ商店街、何と申しますか、産地という、中小企業の集地といったようなところに力を入れて、加入をPRし、漸次孤立的なところまで及ぼすということを考えておりますが、先ほど申しましたように、製造業とサービス業との関係が四分六分でございますが、サービス業だけをとりましますと、製造業の場合よりも

より零細な企業の方が加入率がいいということは、サービス業の零細企業は製造業よりも質的には相当いい内容を持っているということも言えるのではなからうか。従って加入しやすいところは、サービス業の方がこちらの加入の仕方によって入りやすい性格を相当持つておるといふ感じはいたしてあります。

○滝井委員 今の製造業なりサービス業のこまかい資料がなければ——これは一応今後PRをする上に、どこから一番入りやすいかということ、私はこの中に現れてきておると思っています。この規模別で見れば、やはり事業所の数は一人から四人まで使っているところは二割九分ですから、これは相当やり方によってほとんど全国的に伸びる可能性があるということである。二割九分、約三分の一は健康保険の適用のない事業所が入っているということでしょう。それから健康保険に入っているけれども、相当まだふらついて、入っていない層のある五人から九人のところは二割五分、四分の一で、これを合わせますと五割五、六分程度、とにかく半数以上が十人までということと、悲しいかな一割九分しかならぬ。そこで、この半数以上を占める十人以下のところにもう少し力を入れて数をふやす、そうすれば労働者の数も自然にふえていくのです。それをやるためには、やはりここに国の補助金をよけいにつける方法を考える以外にはないのじゃないか。そうすると、ここのものは、さいせん言ったように二百円そこそこしかかけていない。だからこ

らこあらたけりやもう少し力を入れていただく。しかもその中でどういう業態が集中的に現れておるかということも足場にしながら宣伝をしていけば、非常にいいじゃないかと思うのです。ところが、こういうところは悲しいかな移動が激しいのです。だからこの制度の恩典に浴することが少ない。かけ捨てになる。そうすると、事業所の数の非常に少ない、二十人以上二十九人までの事業所は一割しか占めていない、三十人から四十九人になつたら六割、それから五十人から百人になつたら四割、ぐつと少ないのですが、こういうところを金をみんな取ってしまつて恩典を受けるという形が非常に濃厚に出てくると思う。今度はそれが幾分途中でとんとんでもらえることになりまして、五年度にならなければ国庫補助もつかない、こういうことなんです。そういう点から考えると、やはりこれは幾分この際修正をして、所得倍増計画に乗れば、中小企業というものはますます求人難で、中高年層の労働者をよけいにかえることになるから、こころあたりもう少し考えていただく必要があるというのが私の結論です。それから、二十四カ月以上の掛金を納付していなければ、通算の恩典を受けられないわけです。これを今度は削除したわけですが、これを削除することによって、どの程度の労働者が恩典を受けるかと考えてみますか。

○富樫政府委員 この点につきましては、統計的見地からこれを削除したのではなく、事柄の性質から削除したものでございまして、従いまして——と言うとおかしいのでありますが、そう

いった趣旨の統計は遺憾ながらございせん。

○滝井委員 二十四カ月以上掛金をしていなければ通算ができぬというようないことは、中小企業の性質から見ても、当然これは常識的に削除しなければならぬと思うのです。そうしますと、その次の項では、退職してから一年以内に通算を申し出なければいかぬことになっていきます。こういうのも、私は要らぬのじゃないかと思うのです。一体、二年なり三年たつて申し出て、うして悪いことかということなんです。

○富樫政府委員 これは、権利義務の安定のための事務処理上で、あまり居眠り貯金的なものはないようにという趣旨でございまして。

○滝井委員 御存じの通り、最近における中高年層というものは非常に就職難です。今後やはり日本の中小企業における労働力の不足をカバーしようとするれば、中高年層の人を中小企業に使用していく以外には方法はないのです。そうしますと、こういう申し出の期間が一年以内なんというのは削除してもちつとも差しつかえないのじゃないかと思うのです。ただあなた方が事務的にいくと御所見があるかもしれないが、どうでしょうか、そこらあたり事務処理上非常に大きな支障はないじやないですか。

○富樫政府委員 私もひょっと考えてすぐこれでもいいという考えは出ません。が、この一年が六カ月でいかぬか、二年じやいかぬか、こう言われますと、程度の差であるというふうに考えます。ただあまりのんびりだらりというものはどうか、一たんそのときに退職金をもらつて国に帰るといふ人であれば、その退職金をもらつて別途貯蓄をして利息を生ませる、二年も三年も寝かしておくと必要もそうなからうといったような感じがいたします。

○滝井委員 大体はつきりとした理論的な根拠はないようすですから、これは適当にあとで処理させていただきたいと思ひます。

それから事業主団体等における自主的な共同退職金積立事業に参加している事業主が本制度に加入する際に、従前の積立事業の引き継ぎ措置について便法を今度講ずることになっております。

○委員長退席、斎藤(邦)委員長代理着席

こういう制度をお作りになって、一体そういうものからこの制度にどの程度移つてくるのかと考へておりましたか。それから同時に、現在百人未満とか三十人未満の、この法律の現段階で対象になつておつたその事業主で、そういう自主的な退職金の積立制度といたつておつたのはどの程度ありますか。

○富樫政府委員 この法律ができた当初において、やはり経過的に一年間、自主的な退職金制度をこの制度に移行できることを認めたのであります。その当時の経過措置から申しますと、対象従業員の数にいたしました約四万人だったかと思ひます。この四万人のうち、移行したのが約五千人だったと思ひます。従いまして、その当時の状況とはば変わつていないとすれば、現在三万五千、ただ今回は規模が百人から二百人に拡大しましたので、そのところははつきりわかりません。ただこ

いう制度がないために、やむを得ず自前でやつて不安定な積み立ての仕方をしておるとかいつたようなところは移行してくると思ひますけれども、そうでなく、自分たちの自前の制度で集めた金で安定のある融資が仲間同士でできているというふうなものは、しいてこちにお入り願ひたいというふうなことはいたす所存はございません。きめて自然に、こういう制度ができたらこちにお入り願ひたいというものの加入を期待しておりますのであります。

○滝井委員 それから、この事業団の代理店の数は一体幾らありますか。

○富樫政府委員 末端の店舗にいたしまして、約一万一千でございます。

○滝井委員 これは主として市中銀行ですか。

○富樫政府委員 市中銀行のほか信用金庫農業金庫等も入つております。

○滝井委員 農業金庫というのはどういふところから……。

○富樫政府委員 私はあまり銀行に縁がないのでわからないのですが、正確に申し上げますと、都市銀行、地方銀行、信託銀行、相互銀行、商工中金、全国信用金庫連合会それから連合会の中にある信用金庫、信用組合、その信用組合に農業関係が相当にあるというので、さつきちょっとそう申ししたわけがあります。

○滝井委員 労働金庫については五島さんからお尋ねがあつたそうですからやめます。

次は、現在のこの制度の積立金が八億五千万円程度になつておるわけですが、だんだん三年、五年とたつうちに相当の状態がふえてくる。あなたの方の御計画で、この最初の御説明で

第一類第七号 社会労働委員会議録第十四号 昭和三十六年三月十五日

一五

三百万と言つておつたのですが、だんだん変わつて百九十万から二百万になった。昭和四十三年から四十四年くらいになると百九十万から二百万、こうなるわけですが、その四十三年から四十四年になったときの積立金の総額はどの程度になりますか。

○富樫政府委員 約三百七十億程度、こういうふうに見ております。

○斎井委員 そうしますと、その三百七十億円の積立金の運用の計画、この事業団は四半期ごとの運用計画を作らなければならぬことはもちろんですが、しかしこの四半期ごとの余剰金の運用計画というものは、やはり三百七十億も金があるというのに、なれば、四十四年までの長期の運用計画というものが見込まれておらなければならぬと思うのですが、何かそういう運用計画を立てておられますか。

○富樫政府委員 大きな感じといたしましては、その段階になりますれば直接事業団による融資、従業員に対する福利施設融資というようなことを考えておりますが、率直に申しまして先のことにつきましては、今計画を立ててもいろいろな金融情勢などの観点もありまして、現在のところ的確な青写真的な計画を持つておりません。

○斎井委員 この三百七十億になる余剰金の運用の仕方というものが、この制度の安定性を確立する上に非常に大きな役割を演ずるわけです。たとえば一割でこれを運用したら三十七億にもなるわけですから、まあ一割はとてむずかしいにしても、六分でも二十億程度のものはすぐ出てくるわけです。二十億出ればこれは大したものなんです、零細、中小企業ですから。で、こ

れをここに書いてあるように従業員の福祉、中小企業の事業資金というようなことを中心に運用するにしても、今問題の国民年金の積立金、これがビクになりますと四兆八千億円になるそうなんです。まあ、これは昭和九十年ですが、今から十年か十五年すると一兆たまる。そうすると、これは同じ中小企業の対象者の金なんです、国民年金は中小企業を対象としますから。そうするとこれらの制度との間にはほとんど資金の運用計画上、重複がないように計画しておかないと、これは後になって相当大きな問題を引き起こすと思うのです。そういう点で、こういう長期の積立金というものはそれぞれの労働者は労働省、厚生省は厚生省とわが道を行くのではなくして、これらの積立金の全般的な日本経済全体、あるいは中小企業全体の大所高所からのものを考え方に立った計画というものを相互に連絡しながら立てておかないと、そのときそのとき行き当たりばったりになりうと。同じような施設がAならAというところ、同じような施設がBならBというところ、労働省の所管ででき、厚生省の所管でできる、こういう形になりかねない。それは股離れからず、すでに労働省と厚生省との間で、労働省に労働省の事業主の出した保険料でできておる。しかしそれは、あにはからんやそこに入つておる患者さんを調べてみたら、労働省の患者さんは半分以下しか入つていなかった。健康保険の患者が五割も六割も入つておつた。こういうむだな制度——むだと言つたら語弊がありますが、健康保険制度でやらなければならぬことを労働省がおやりになつておる。失業保険でまたった金は今九百億をこえております。この失業

保険の制度で作りましたものに失業保険の対象者が入つておるかというところではない。全然失業保険に關係のない人がそこに入つて恩恵を受けておる。それならこれは国の一般会計がやるべきものなんです。必ずこの制度もそうなる。従つて現実には労働省の所管の中にそういうものは席らもあるのですから、またこれがそういうことにならないように、今から失業保険の使う施設あるいはこれの使う施設というようにやはり計画を立てて、お互いに重複しないように、まんべんなくすべての制度が、すべてのこういう制度に加入しておる国民に恩恵が行くというふうな工合にやらなければならぬと思うのです。そういう点でも労働局長、少し研究不足ですよ。もう少し三百七十億も金があるならば、その計画はこうでございますと今から出しておけば、予算折衝のときに大蔵省に負けない。予算折衝する前になつてにわかになつてやるから、大蔵省からちよつとやられてしまう。もう見ておつてごらんない、おそろく三百七十億もたまった、今の一億六千万も使つておる事務費はお前の方の運用利子から出しなさいと言つて、必ず労働省のようにやられてしまう。失業保険のようにやられてしまう。労働省だけですよ、事務費を大蔵省から取り切らないのは、みんな運用の方から出しておるではないですか。だからあなたの方もそのつもりで一つ事業計画を、ことしとは言いません。今言つても無理だから、来年くらいにはきちつとしたりどうですか。事業計画を立てられませんか。

○富樫政府委員 お話しのようになら

れも今まで不十分だったと存じます。来年にはできる限り可能な計画を立てて御趣旨に沿いたいと存じております。

○斎井委員 作る施設その他について、おそろくこういうものができるともうきまつておるのです。老人ホームを作る、いや、病院を作る、こういうことになるのです。そうしますと今度は厚生省の方も国民年金の病院を作る、厚生年金も病院を作る、労災保険はもちろん労災病院を作るわけでしょうが、こういうふうにも何かも病院が老人ホームといつたような同じようなものになつてしまふ。だからそういう重複のないようなきまつた科学的な、何と申しますか資金の運用計画、施設の建設計画、こういうものの十年くらいを見通したものを一つ持つてもらうように希望をして、大事がいないので大事なところの質問ができないから次会に回して、一応きょうはこれで終わつておきます。

○斎藤(邦)委員長代理 午後二時まで休憩いたします。

○大原委員 欧米のそういう先進資本主義諸国におきましては、なぜないの

午後二時二十九分開議

○斎藤(邦)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○大原委員 前の質問と若干ダブるかもしれませんが、今日の国内で、サービス業で百名以下、二百名以下、五十名以下、これの労働者の数は何名ですか。

合ですと約八百万、今度改正して二百人以内ということになります。プラス百二十万になります。

○大原委員 その中で三十万人ほど適用されているという。まことに少ない数ですね。大体的にどのくらいの見通しを持つてこれを推進すること考えているのですか。

○富樫政府委員 従来の実績等も勘案いたしまして、かつ今後は逐次脱退者も出てくることでございします。安全率を見たとこる大体この数年間は二十万人ずつの増加ということを見込んでございします。

○大原委員 私はこの制度については基本的に一つ問題があるわけですが、他の国では、退職共済という退職金の制度を政府でやっていますか。

いておるわけですが、このことは、近代的な労使関係を発達させるのに非常に大きな問題となつておる点です。そういう観点から考えてみますと、この制度は、たとえば経営者も別の角度から取り上げているが、年功序列賃金は打破される、こういう意向が、だんだんと近代化してくると出てくる労働者の方からも出てくる。それから経営者の方からもまた別の角度から出てきておる。このことは御承知の通りですね。ある意味では、その中で力関係で決定する問題を含めて、近代化の方向へいく、こういうふうに私は思うのですが、そういう年功序列賃金について、あるいは労使関係の近代化について、労働省としては一定の方針があつてしかるべきじゃないか。ちょっと退職金の問題を離れますが、この点についての御見解はいかがですか。

○富樫政府委員 ただいまお話し通り、日本の終身雇用制、あるいは年功序列賃金制というのが、近代化するに従ひまして、漸次その影を薄くしていく傾向があると存じます。ただ現状におきましては、それはそれなりの条件がありまして存在するものでございまして、これをただその面だけで人為的にあるいは政策的に変えて参りますと、そこに無理が生ずるかと思ひます。ただ、個々の企業におきまして、オートメーション化するに従ひまして、その必要に迫られるというような場合に、この切りかえの仕方といったようなことにつきまして、何と申しますか、技術的あるいは摩擦的なむずかしさが生ずるかと思ひます。そこで労働省といたしましては、そういう進歩の過程と申しますか、近代化の

過程に際して、それがうまくいきますように指導したいということで、これは私の直接の所管ではございませんが、基準局あるいは統計調査部におきまして、民間のそういう場合の事例その他を検討、分析して、民間にそれぞれ参考に供して、それが円滑に転移するようにという方向でやつておるわけでございます。

○大原委員 退職金の本質、性格、こういうものについての御見解を一つお聞きしたいと思ひます。

○富樫政府委員 退職金の性格を一言に客観的に申し上げることはむずかしいかと存じます。これは歴史的な展と開關連して考えなければいけないと思ひます。その観点からいたしますれば、当初は恩恵的な性格が相当あつた。しかし、漸次労使関係の近代化あるいは労働に対する報酬というものの考え方の近代化に従ひまして賃金のお支払いという性格が漸次濃厚になつてきておるといふふうに考えられます。現に退職金に関する課税等に際しましては、過去におきまます勤続年限等をも考慮した課税の仕方をしておるといふようなことは、そういうことの現われであるといふふうに理解しておるわけでありま

○大原委員 局長の御説明は、退職金に対する今までの経過と現状について、大体正しく把握していると思ひますが、歴史的なものが一つの体質的なものなんですから、そういう意味において理解いたしますが、退職金をこ

ういうふうな包括的な任意的な協定で事業団を設けてやる、政府がそういう政策をとるといふ、これは世界でただ一つの珍しい政策です。世界ではいま

だかつてない空前の政策です。それだけに問題があるわけです。そこで、そういう政府が規定をいたしました退職金制度以外に、実際に退職金の制度で行なわれてゐるそういうものが国における方式、やり方はどういふ方向があるのか。その実態の把握の仕方、理解の仕方を一つ局長の方に伺いたい。

○富樫政府委員 公務員あるいは公共企業体等におきまます制度におきましては、公務員の恩給が最近変わりましたので、何でございませうが、この公務員に準ずる公共企業体等におきましては、労使はほぼ半額の負担をするという分担関係におきましては、労働側もある程度の負担をする、そうしてそれを積み立てて年金として支給する。別に退職金制度があるわけでは、民間におきましては、これは小企業におきましては事業主の一方的決定、大きなところで組合のしつかりしてできるところは協定という形においてできている。事業主全額負担か、労働側も若干負担しているかについての明確な統計的数字はございませうが、退職金に関しては多くの場合事業主負担の原則が多いかと考

えております。

なおりますところがございますし、御質問によりましてお答えいたします。

○大原委員 国家公務員あるいは公共企業体等は、法律やその他のものに準じて退職金を制度としてやつてゐるわけですね。それから大企業等においては労働協約においてほとんどやつてゐる。それから就職規則でやつてゐるところはありますか。

○富樫政府委員 少なくとも労働組合

のないところにおきまます中小企業における退職金制度は、法律で十人以上のところは就業規則で明文化することが義務づけられております。

○大原委員 だからあなたの御答弁で間違ひな点は、しつかりした企業においては一方の会社に社だけの意向でできている、こういうふうなのはないでしよう。

○富樫政府委員 先ほど申し上げましたことが正確を欠いたか存じませんが、労働組合のあるところは原則として労働協約でできまうと思ひます。組合のないところは協約できめようがございませうので、就業規則でできまうと思ひます。それから労働組合がありましても、形の上では一方的決定の就業規則名義になつておる。これは御承知のように就業規則制定に際して労働側の意見を聞くということになつておりますので、その意見を述べるという仕方、実質的に組合ないしは組合員過半数の意向を反映する、こういうことになつてゐるものと考えま

○大原委員 問題は就業規則やその他がなくて、退職金の制度がない放置状態のところをこの問題として主として取り上げておる。ただし実際上やつてみると、百名ないし二百名までということになれば、それは大抵就業規則には全部あるわけですね。退職金制度もあるが、国が若干金を出さうというからこれに便乗しようか、こういうことで、それが私はこの退職共済の実態であると思ひますが、それは間違ひないでし

○富樫政府委員 その通りでござい

○大原委員 私は労働局長もそうだと思ひますが、労働大臣は労使関係の近代化とかあるいは民主化とか、そういうことを最初から言つておられるのですが、そういう方針から考えまして、退職共済の制度はいかかな意味を持つものでし

○富樫政府委員 日本の全体の姿から申しますれば、中小零細企業も大企業並みあるいはそれに準ずる自前の退職金制度が、さらに労働組合との対等の立場において定められておるといふことが最も望ましいかと存じます。従ひましてこういう制度は、こういうことに対する補完的なサービスの制度というふうに理解しております。

○大原委員 今度の改正についての逐条説明で、第十四条のところの、今までのわが党の委員から質問があつたと思ひますので、この点もダブるかと思ひますが、「前の企業を退職した理由が、自己の責に帰すべき事由または自己の都合によるものでないこと」ということを適用の要件にいたして

しておるわけですね。私はこの退職金は、今の質疑応答で明らかになつたように、賃金のお支払いの形である。だから原則として今の御答弁のように労使対等の原則でやるべきであつて、これは制度といつたしましては国が退職共済をやるといふことに例外になつておる。労働協約でやるのが常識になつておつて、そうでない、労働組合がない場合には就業規則でやつた、しかもその際

を通じて話し合いで政治が前進をしていくということではないか、こういうふうに思いますが、これは次官から太

所高所から御答弁をいただきたい。とびな質問をするわけではないので、今までもずっと積み重ねて参りました、この一点だけ私共きは御質問しようと思っておりますが、次官に高邁なところで、しかも大所高所から御答弁をいただきます、審議が滞りをしない、よろしくお付き合い、いただきます。

い。

○柴田(衆)政府委員　まことに大へんな責任ある答弁を求められて、私も非常に考えさせられるわけでございと思いますが、お話の御趣旨に関しましては、私も十分そういうことも考えられると思います。ただ現段階におきまして

て、しかもその他の労働条件を改善し、緩和して、なるべく中小企業においても安定した雇用の状態を表現したいという面もあるかと存じますので、先刻五島先生からの御質問もございまして、自己の都合といえますが、責任ということとやなく、都合と

ということ、転贈のために退贈をされるという場合にでも、条件その他のために、実はやむを得ない事情が内面にあつたというような場合も考えられると思われまして、それらの点に關しましては、何らかの妥當な救済の方法が検討されなければならぬというふうには考えておりますが、形式といたし

まして、現在の趣旨からいいたしますと、こういう程度で進めさせていただきます、御趣旨の方向の検討を至急進めさせていただきますということで御了承いただきたいというふうに考えております。

○大原委員 今長い答弁をいただきましたが、簡単に言うと、趣旨には賛成だが現在の段階では実行できぬ、こういう答弁であります。これは趣旨がわかっていただけたのだから、あと論議を進め、あるいはいろいろな話し合いを進めていく中で、この点についての話し合いの余地は十分ある。今までの適用状況を見ても、三十万人ほど適用して、今度は大体一年間に二十万人ずつふやしていこう、こういう法律改正以後の御予定であります。しかしながら労働局長の前の御答弁でもはつきりしておるように、百人以下が八百万人もあって、八、九百万人というところから百万人ほどの差があるわけで、そういういかにげん答弁をされたのですが、二百人以下になりましても九百二十万人と最小限度見積もっておるというところから、税金を使う使い方といたしまして、やはり共済法ですから労働者保護をやって、労働者保護が中小企業の一つの大きな経営改善のために役立つ、こういう労働省の本質からいまして、そういう細かいところを底を上げていくという性質からいまして、大体税金の使い方というものは、考えてみて普通性がなく、一般性がなく、これを権利として保障し、政府がそれに対して助成をするというところになれば、弊害がなくなつた上に適用状況がよくなる、こういうふうな思ふのです。この前のときにもずいぶん論議をいたしました。若干年数を短縮いたしました。中途半ばでかけ捨てになる可能性があり得る。この点は一つこの法律案が通過するまでに、労働省において十分御検討いただきまし

て、そうして審議を通じてよりよいものにしていく。これは私が調べた例の中では、ほんとうに世界でただ一つの例であります。日本のこの制度以外にはない。これはほんとうに珍しい世界でただ一つの制度です。そういう点からいいたしても、中身をよりよくしていくということに努力してこそ、初めてその一つの存在が光るのじゃないか。この点については、法律案が通るまでに与野党、政府をまじえまして話し合いをする、そういうことを強く要望いたします。私のこの項目に対する質問を終わりたいと思います。

○斎藤委員長代理 小林進君。

○小林(進)委員 中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案は、中小企業退職金共済審議会から答申があつて、その答申に基づいてこの改正案をお作りになると同時に、大蔵省と折衝をされて国会へ提出をされた、こういう順序のように承つておるのでございますが、一体中小企業共済審議会の答申と、今ここに改正をされた案との間に違いがございますか。

○富樫政府委員 今回改正された点に關する限りは答申通りでございます。ただ答申のうち実現されなかつた点が二点ござります。一点は、事業団の事務費につきまして年々国から補助金を出すことになっておりますが、そういうことのないように、一時に出資を出して、それによって事務費をまかなうべしという点であります。それから、たとえば二百人から三百人に企業規模がふえた場合も、従来と同じ継続した取り扱いができないか。この二点が今実現されなかつたところでございます。

○小林(進)委員 その実現されない点は、今初めて私はお伺いいたしました。非常に参考になったのでござります。が、その他の点は全部審議会の答申通りということになりますと、私どもにとりましてはその審議会の性格あるいはメンバーの構成等がこの際非常に気になるのでござります。一つこの審議会のメンバーの構成について詳しくお聞かせを願いたいと思うわけでござります。

○富樫政府委員 メンバーは労使代表及び学識経験者からなる十五人でありまして、東京商工会議所中小企業委員、長石田謙一郎氏、全国中小企業団体中央会専務理事稲川宮雄氏、井堀繁雄氏が議員に当選されました。最近辞任されました、これが欠員になっております。それから政治経済研究所顧問岡田一郎氏、新産別書記長落合英一氏、日経連事務局長後藤清氏、大阪市大教授近藤文二氏、大阪商工会議所専務理事里井達三氏、早稲田大学教授末高信氏、日銀調査局長高木良一氏、日本中小企業団体連盟専務理事井保氏、全日本労働組合総連合会議長野野村氏、東洋経済新報社編集局長原田運治氏、日本フエビアン研究所員安井二郎氏、総評常任幹事柳本美雄氏、以上でございます。

○小林(進)委員 今十五名のお名前をお聞きいたしました。が、労使代表、学識代表の中の比率はどんなになっておりますか。

○富樫政府委員 井堀さんとフエビアン協会研究所員安井氏を含めて労働側五人、五・五・五という見当でございます。

○小林(進)委員 井堀さんも労働者の

中に加えられれば、辛うじて労働代表が五名という数字になるというお言葉でございますが、私どもが実はこういう質問を申し上げるのは、この法案が三十四年の三十一通常国会に提出せられてから、審議の過程においては公聴会も開いて、私どもは社会党の立場でいろいろ疑点を提出しながら御質問を申し上げました。ついでにはわれわれの希望も申し上げたのでござります。けれども、残念ながらこのたびでござります。参りました改正案には、われわれ労働者側の立場からお願いした意見が一つも含まれていないのであります。と言うのは過言かもしれませんけれども、非常に含まれていない。そうしてこのたびの改正が先ほどの討論の通り、零細企業者あるいは五人未満のそういう厚生年金からはみ出されているような方を置き去りにして、むしろ地方における事業家あるいは生産業者や卸業者、一般国民からいへば、まことに想像もつかないような大企業家、五十人までとかあるいは二百人までというふうな拡大の方向にこれが進んでいる。われわれの立場から言わせればこれは改正じゃなくて改悪の方向、こういう方向へ進んでいるというところはいかにも残念にたえないわけでありまして。審議会のメンバーをお聞きいたしました。が、一体この審議会における労働省に対する答申は全会一致であつたのか、あるいは少数意見も付帯されていたのか、いま一回この点をお聞かせを願いたいと思ひます。

○富樫政府委員 今回の答申は全会一致の答申でございます。

○小林(進)委員 まことに残念しごく

であります。それでは一つ徐々にお聞かせを願いたいと思ひのでござります。が、三十六年の一月末日までに、いただいた資料によりますと、企業数が二万二千六百九十七で、従業員が二十七万八千二百三十三人という御報告を受けておるのでござります。これはもちろん百人以下、三十人以下の事業体でござります。これは百人以下、三十人以下の総事業体の事業数及び人数において一体何%に当たっているか、その比率をお聞かせを願いたいと思ひます。

○富樫政府委員 自前の退職金制度を持つてゐるものを除きまして、加入率は事業所において一・七%、従業員数におきまして四・五六%ということでございます。

○小林(進)委員 自前で持つてゐる事業所と人数はどれくらいでございますか。

○富樫政府委員 自前のものを全部含めた百人以下全体に対する加入率を申し上げます。事業所におきまして一・五八%、従業員数におきまして三・五四%、この差がすなわち自前のものというところになるわけでございます。

○小林(進)委員 今政府の方では、中小企業退職金共済法とは違ひますが、例のわれわれが非常に反対をいたしました最低賃金法、業者間協定でございますが、これに対しては現在、何パーセントか比率は忘れましてけれども、試験中である、これは労働大臣の主張でございます。あなたは担当は違ひますが、政務次官がいられつたやいます。われわれは非常に今も反対してゐるけれども、テスト中でござります。できたばかりの法律でござりますか

ら、そう反対をせられないでいまい少し日にちをかりてもらいたい。少なくともこれから三年計画で、この業者間協定の労働賃金を二百五十万の労働者に適用してみたいという計画でやっているからと、こういうことを言われている。一方では、同じ時期にでき上がった法律に対して同じ労働省がわれわれの要求をはねつけて、テスト・ケースだからこのまま二年半をやらしておいてもらいたい。片方の方では、まだ二年もたないうち、あなたのお話では事業所においてわずか一・五八%、従業員数においてわずか三・五%、実にこれは氷山の一角と言ってもよろしいような、わずかにスタートの緒にのついてばかりなのです。それをしてもテスト・ケースと言わないで直ちにこういう改正案を国会に提出せられることは、同じ省の同じ法律の運用行政の仕方としては二律背反だ。実に矛盾もはなはだしと言わなければならぬ。一体どういう根拠があるのか。最賃法と中小企業退職金法に対するこの異なった基本的な態度のあり方は一体どういう理由か、承っておきたいと思うのであります。これは一部門を担当してある局長のよく答弁し得るところではございません。政務次官か、政務次官がわからないならば大臣をもって答弁せしめられてもけっこうでございます。

し、なるべく早い機会に社会党の御主張の方向に促進したいという考えで、着々と申し上げるとおしかりを受けるかもしれないが、極力皆様の御主張に近づけて、全国一律に最低賃金が制定される実情に持って参りたいというので、現在ほぼ計画の通り進んでおるとい建前で、ただいまこれを修正するという考えは持っておらないでございます。

一方、共済制度に関しましては、もとよりまだ緒につきかけた程度でございますが、その間におきまして、実施上、審議会におきまして審議の経過からいたしまして、一致して、これを改正いたすことによつて一そう実情に沿つて促進できるという建前から改正を企図いたした次第でございます。御指摘ではございますが、私どももいたしましては、両方直さなければ平仄が合わないのだというふうには実は考えておらない次第でございます。て、ぜひこれを総合いたして、よりよい中小企業に対する労働者の環境改善をいたして参りたいという考え方でございます。

○小林(進)委員 どうも次官の御答弁では、残念ながら了承をするわけには参りません。これはまた、あらためて一つ大臣に、お見えになったときにも一度質問をさせていただくことにいたします。

この制度は、三十四年の何月でございましたか、実施になりましたのは。

○富樫政府委員 三十四年十一月からでございます。

○小林(進)委員 三十四年の五月に国会を通過いたしましたので、十一月から実施をせられたわけでございますが、

それが今日に至るまで、まさに人員において三・五四%しかこの制度に加入をしていないわけですね。三・五%で百分の三・五%です。それくらい過程の中において、一体この法律が、ほんとうに中小企業者の、いわゆる労働者の生活の安定と企業のいわゆる増進ですか、高進ですか、振興ですか、この法律の目的とする方向にこれが効果があるかないかということについては、私はこれだけの実施率ではそれは判断することができないと言わなくてはならぬと思う。どうして一体、これほどのわずかなもの——事業所においては、あなたのおっしゃる通りに、わずか一・五八%ですよ。百分の一・五%ですよ。百分の二ですよ。それくらいのおわずかなもので、この法律を実施して、一体、ここに効果があら、ここに欠点があり、ここに長所があるというふうな、これが判断の資料になるとお考えになりますかどうか、一つ私は伺いをいたしたい。

○富樫政府委員 御承知のように、中小零細企業が日本全国にきわめて広範な分野に、厚い層として存在しておるのでございます。従いまして、これらの御主人方はいろいろ忙しい。営業のことやれば、金融のことやする。自分が職工長にもなり、お客の相手もする、税金のこと心配するということのようなことで、なかなかこういう制度に、自前で作ることはもちろんのこと、銀行に行けばすぐ手続ができることもついおっくうになりがちであるというのが実情だと存じます。われわれとしても、といつてこれを強制加入、機械的に加入させるということも、事柄の性質上いかかかと考えるわけでありま

す。従いまして、一・五八%というような点を強調いただきますと、確かに事実でありますけれども、こういう事業主の皆さんの御理解をいただいて自主的に加入していただいていることまでの実績は、さしてわれわれの怠慢あるいは制度がおかしいということに帰着すべきものではないかと考えます。従来何もなかったところに加入したこれら三十万近い従業員にとりましては、それ自体相当福音であることは否定し得ないところであると考えております。

○小林(進)委員 局長、ひがんじやいけませんよ。私は加入者が少ないからあなたたちの勧誘の仕方が怠慢であるとか、あるいはこの法律がおかしいとかということは一言半句も言っているのではないのです。私が質問をするねらいは、それは、ほんとうのこの法律を作った、われわれが中心にねらっている業者を、ピンとはずれて、その上における、上層部の方へだけ中心が置かれてしまつて、法律の本来のねらいが置き去りにされていくのではないかということを懸念するために、その立場から私は質問しているのです。いいですか、もう一度繰り返して申し上げますが、今の事業所における加入人員の平均は何人ですか。

○富樫政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、十一・コンマ幾ら、約十二人でございます。

○小林(進)委員 ここにもありますように、一・八です。加入事業所の規模は平均して一・八人です。一・八人ということは、これは生産事業所と卸、サービス業も含まつての平均だと思ひますので、これを細分

たしまして、いわゆる製造業の加入の事業所の数と平均人員、それから卸、サービス業の加入数と平均人員、分けてお聞かせを願ひたい。

○富樫政府委員 製造業におきまして規模別の加入、状況を申し上げますと、一人から四人までは一八%、五人から九人までは二三%、十人から十九人までは二六%、それから二十人から三十人までは二四%、三十一人から四十九人までは二一%、五十人から百人までは七%。

次に、商業、サービス業について申し上げます。一人から四人までは四一%、それから五人から九人までは三〇%、十人から十九人までは二〇%、二十人から三十人までは五%。

以上でございます。

○小林(進)委員 私は、今の数字を承りまして、いささか愉快になったのですが、これをお聞きしていると、私どもが心配している、特に一人から五人未満の厚生年金も強制的にかからないような——これは商業、サービス業ですが、そういうところで約四五%、半分近く入っている。事業所にすれば、五人から九人まで三〇%、合せて七五%がこの中に含まれているということは、われわれの懸念している点が杞憂にすぎなかったということ、これは非常にわが意を得たりという感じを受けるのでございます。なおかつまた、この製造業の方におきましても、五十人から百人までの方がわずか七%ということ、もちろんこれは人員は多くありましよう、数が多いのですから、人員は多いでしょうが、事業所の数においては少ないということ、これもねらいとするところをはずれてい

質問は、十人以下の零細企業の退職金には比率を高めたかどうか、格差を設けたらどうかという趣旨の質問でしたが、私のほうはそうじゃないのでありまして、私はあくまでも、二百人と五十人というのとは今のところはもう少し早過ぎるのではないかと。それよりは百人までと三十人までをもう少し加入せしめる方向にこの法律をフルに活用すべきではないか、こういうことで御質問を申し上げているのでございます。ましてそれは百人以上二百人以下、三十人以上五十人以下の方々にこういう五%、一〇%の補助金をつけるだけの国の金にゆとりがあるならば、その金は三十人以下、百人以下の零細なる企業にそれを回して、もつと比率を高めるべきではないかというのが私の質問の趣旨なのでございます。それに対して労働局長は、人数や人員によって規模の大小は論ぜられないから、百人必ずしも優秀ならず、二百人必ずしもすぐれたらという議論は成り立たないという議論でございましたが、この答弁ではちょうどいいではない。そういうごまかしの答弁、そういう一般論をもつて私の質問をごまかされることは困ります。いま一度、同じ国費として出す五十億なら五十億の金ならば、二重構造の底にある方向に原案通りもつと比率よく流した方が、濃く流した方が日本の経済を平均化し、労働者の賃金を平均化していく上にむしろ効率があるんじゃないかというのが私の質問であります。私は何人も人数によって企業の大小をあなたからお聞きしようというのではない。一応労働省がこの数字をおきめになった以上は、そういうことも勘案しておきめになったのですから、

あなたの御議論からいえば、最初から百名とか三十名で線を引く必要はないのであって、企業の実態に基づいていかなければならないという勘定になるわけでありまして、ごまかしのないところを一つ承りたい。

○富樫政府委員 ごまかしたつもりじゃないので、われわれもいろいろ苦心しておるというところを申し上げたつもりなのでございますが、御趣旨としてはごもっともでございます。今回の改正も、重ねて申し上げるようでございますが、短期給付の改善というのとにつきましましては、共済審議会の方々の、よく大蔵省にのまされたなどというういふ余裕があるのでございます。そういうわけでもございません。ただ範圍が大につきましましては確かにそういう感覚が出てくることもわれわれ無理からぬところと考えますが、今回のところただいま申しましたように、制度としてしまして自前の制度が過半数に及んでおらない。そうしてまあ企業者代表の方が強く言ったかどうか存じませんが、満場一致で可決されたものでございますので、今回のところはこれを尊重申し上げようということでござい

ます。おそろく良識のある退職金審議会は、今後味をしめてどんどん規模を拡大するということはなからうかと考えます。

○小林(進)委員 良識のある審議会のメンバーに対比いたしましたら、良識のない私が質問に立つて、まことにこれは申しわけございません。御趣旨のほどはよく承りましたし、私も一つできるだけ審議会のメンバーのごとく良識をかね備えたいと思います。この

点は御注意いただきましてまことにありがとうございます。それはそれといたしまして、あなたはここで将来またこの五十人と二百人を拡大することがないという審議会メンバーの良識を、これは責任を持ってここで御言明、御返答なさいまするか。

○富樫政府委員 今後予想できない異常なる事態の変化がない限り、私はさよう確信いたします。

○小林(進)委員 あなたの先ほどの審議会の答申の中で、二つだけ用いられないのがあったというその中の一つに、二百人の企業体を、三百人に至るまでをやはりこの法律の中に含めてくれるようにという答申案があったというふうな御回答があったと思っておりますが、あれは私の聞き違いでござい

ますか、いま一度お聞かせを願いたい。○富樫政府委員 その通りでございます。して、答申には二百人以上、この法律でいう中小企業でなくなった場合、つまり規模が拡大した場合も引き続き本制度の適用を受けて、今言った国庫補助とか何とかいうものの適用を受けさせようということでございます。けれども、それはただいま先生の申された御趣旨に沿うて、二百人以上に出世したものでこの適用を受けて、何と申しますかそういう恩典を付加するということとはいかがかというので、これは今回の改正に入れないことといたしたわけでございます。

○小林(進)委員 入れないことにしたのは労働省の原案でございましょう。二百人に至るまでの企業が二百人以上上オーバーした場合にもこの恩典に浴せしむべしといったのがいわゆる審議

会の答申の内容でございましょう。○富樫政府委員 内幕を申すようでございますが、率直に申しまして、企業規模を二百人にするということがもし実現できない場合には、せめて百人をこえた場合には継続して恩典を付与せよという実質的な主張がございまして、企業規模の拡大が実現すればこつちはいい。それから企業規模の拡大がむずかしければこつちの方で継続恩典という意味合いが、実質的にわれわれに理解されておりました。それから今言った先生の感覚とあわせまして、二百人拡大が実現いたしましたので、他の方の実現は差し控えたというのが率直なる実際の経緯でございます。

○小林(進)委員 そこまでお話し下されば、これ以上食いつがらずにはございまして、これ以上食いつがらずにはございまして、しかし実際のことを言うとなんか、この審議会の良識ある方々は、二百人以上にこの規模を拡大するようなことはまずなさるものではないことをおっしゃった。その言葉の裏に、やはり一つの条件がそろえば、すでに今保護を受けている事業がそのまま伸びていくならば、二百人以上でも恩典に浴せしめていいというようなことが、事実上話し合いになったとしてい

うならば、実に衣のそでからよろいが見えたようなもので、絶対に二百人以上に拡大するなどというふうなことはないという確信ある御答弁は、私はできないのではないかと。いふふうにも考えられるのでございますが、ここであなたと論争したところで、ますます常識がないといつてひやかされる程度になりまいしょうから、これはこのくらいにいたしておきます。ただし、私はこの

点は了承はいたしません。まだ九八%以上も未解決のままに残されていて、わずかに一%程度の加入を見ただけのこの法律の進展状況の中で、もうこうやって規模を拡大して、そして五〇%そこそこの百人以上のいわゆる加入者のためにこの法律を拡大していくなどという考え方は、何といつても私は了承できませんが、立法の趣旨や改正の趣旨も明らかにいたしましたから、これを一つプラスの面として、私はあなたに對する質問のほは、この程度でこ

ただはおさめておきます。しかしまたあらためて大臣に一つお伺いしなければならぬと思ひます。

次に一つお伺いしたいと思うのは、一体中小企業の従業員の平均在職年数というものはどのくらいでござい

ますか。○富樫政府委員 四年一ヵ月だったと記憶しております。

○小林(進)委員 その四年一ヵ月という年数は、どこでやりになった調査でございましょう。

○富樫政府委員 昭和三十四年労働省の統計調査部の賃金構造基本調査、この中の調査項目に出ておるわけであり

ます。○小林(進)委員 私どもが中小企業退職金共済法の審議をいたしました三十四年三月の国会の討論のときにおけるこの資料には、二・三年という数字と四・三年という数字と二つ掲げられて

ございまして、当時の論議の中には四・一年という数字は出て参りませんが、これはいつごろからその数字をお持ちになったのですか、お聞かせを願

いたいと思ひます。○富樫政府委員 この前の法案審議の

ときの基礎になった調査は、個人別賃金調査という別の統計でございますのみならず、特に昭和二十九年の調査でございます。先ほど申し上げましたのは、法制定当時の三十四年の統計で申し上げたわけであります。

○小林(進)委員 その後の従業員の平均在職年数の統計的なものがあるにすぎますか。

○富樫政府委員 最新の統計としては三十四年の調査でございますが、ただいま申し上げました点、いづれあとで整理いたしまして詳細に先生に申し上げます。

○小林(進)委員 先ほどからお尋ねしておるうちに、わずか一％か三％程度の加入しかないのでありますから、中小企業の職場に働いておる労働者諸君の内容、質的な変化をこれによって察知することはやや困難とは存じます。が、こういう法律ができたからには、やはりこの法律を通じてどういふふう

にその動向が変わっていくかということとは調査をしていただかなければならないと思つております。先ほどから申し上げておるうちに、まだこういう短時間でこういうわずかな実績だけでは確かに困難だと思つておりますが、しかしその中でも、この法律を作つたがゆえに、中小企業の経営あるいは労働者の動態の中にこういう違いがあるという何かお気づきの点でもありませんか、お聞かせ願ひたいと思つております。

○富樫政府委員 これも先ほど滝井先生に申し上げたのであります。滝井先生のお説の通り、近年零細企業におきまして、退職金のみならず一般的に労働条件の改善意欲あるいは客観的に

そうせざるを得ない条件などもからみまして、何も本制度だけのために顕著な改善が行なわれたということは申し上げかねるかと思つております。この制度との関連における数字といたしましては、制度ができた当時の予想退職率が一年間に一八％であり、本制度加入者の実際の退職率が九％弱、もちろん脱退届のしていないものが相当あると思

いますけれども、まずそれで、若干最近他の労働条件の改善と相俟つて定着率がやや改善されておる。そのほか、われわれの気づきで申し上げますと、こういう制度が制定される過程におき

まして、県の労政事務所の人たちと中小企業の御主人方との接触が一段と濃厚となりまして、いろいろ労務管理の近代化等のお話につきまして、意思の疎通なり何なりができるという全体としての労政行政の前進に役立っております。いうようなことも聞いておる次第でございます。

○小林(進)委員 私どもはこの法案を審議する過程において、五人未満だとかあるいはそれに近い零細なる事業主というものは、社会保障というか、年金と退職金と二重加入をしなければならぬというところで、非常に負担にたえかねる。負担にたえかねるところから、一方に入ると一方をおろそかにする、こういうことが現われてくるのではないかと、このことを非常に懸念をしておつたわけですが、そういう傾向が現われているか、お気づきの点があらうたら、一つお聞かせを願ひたいと思つております。

○富樫政府委員 的確な何はございませぬが、実際問題として、そのためにどうというのを特に感ずるようなことはございませぬです。

○小林(進)委員 それではお尋ねをいたしますが、この法律には労働者の意思というものが反映いたしておりますか。反映いたしておりますか。

○富樫政府委員 法律上、加入に際して、従業員の意見を聞くことになっております。

○小林(進)委員 聞くことになっておりますが、それに反対をした場合にはどうなりますか。

○富樫政府委員 まず事業主がこの制度に加入したいということでございますから、そうして多くの場合労働組合もないところなので、今までのところでは、従業員はまず例外なく一つよろしくお願いいたしますというところのように聞いております。法律上は、いや入らなかつた場合にも無理やりに事業主が入つた場合にどうということとはございませぬけれども、事業主は従業員の気分を反してまでわざわざ掛金をかけてやるということはないでしようから、今までのところは、まず円満にいつて

いるという感じでございます。

○小林(進)委員 まず円満にいつてい

るというお話でございしましたが、先ほどからお尋ねしましたように、事業主は二重の負担にたえかねて、いづれか一方を放棄したり、あるいは一つを粗末にするのではないかと、このことを非常に懸念を同様に、この労働者の意思が明らかに反映するといふ規定がございませぬから、今お話しした通り、これから一つ中小企業の退職金共済法に入る、こういうような話を一方的な宣言の形でやうて、組合のない零細企業で、労働者はいやであるとは言えないだらうから入る。入ることによって労働基準

法の違反が行なわれる。まあ入つておいたから、君の退職金のために、私は毎月三口か四口ずつ積み立てをしてやるんだから、それだけ君は忠誠を誓つて一生懸命働いてもらわなければならぬという形で、労働強制が行なわれるとか、あるいはまた、労働者のその他の権利や福祉が薄められる。剣毒とまでは言いませんけれども、薄められるというように懸念が生ずるのではないかと、あるいはまた、労働者が非常に

おそれた点でございしますが、この点、実際の面においてそういうおそれ方がなかつたかどうか。局長、私どもの方は一つあるんですよ。証拠を持って

いるのですから、間違ひのない御返答をいただきたいと思つております。

○富樫政府委員 もともとこれは事業主が、従業員が従来よりもより満足して企業に安定して働いていただきたいという趣旨に出ているわけでござい

ますから、われわれの知つての限り、報告を受けている限度においてはそういうことはございませぬ。しかし、もしそういったようなことがあつたれば、まことに法の趣旨に反することでもございしますし、われわれの加入のPRに相反する結果でございします。でも、もし先生がそういう事例をお持ちでございしましたならば、今でもあつてもお知らせ願ひまして、われわれ善処の材料にさせていただきますと存じます。

○小林(進)委員 ここでいま一回私は労政局長に、お聞きしておきたいのであります。この中小企業退職金共済制度というこの制度の性格は、一体法律上の性格は何でございませうか、社会保障的性格を持っていますものか、あるいは賃金の別途支払いというふう

な性格を持つてゐるものか、どういふ性格なんぞでございませう。

○富樫政府委員 退職金自体そのものの性格といたしましては、民間に自前で付なされてゐるものと本質的に変わるところはないと存じます。従いまして、その意味合いにおきましては社会保障という性格とは違ふと思ひます。

ただ、大企業におきましては従業員の数が非常に多いので、その間に、短期勤続の者は給付率が悪くて、長期勤続の者が給付率が高い。そして平均的に経理されてゐる。ところが中小零細企業におきまして、個々の企業においてそういう短期、長期というものの平均化をはかることは技術的に困難でありますので、本制度に加入した者一体といたしまして長期、短期の比率の格差を設けてゐる。その意味では加入企業相互間の、何と申しますか、連帯性と申しますか、法律に書いてありますように公共性というものがあつて、こういうふうな考へてゐるわけであり

ます。

○小林(進)委員 そうすると、中小企業者という一つのワケを設けて、その中の一種の公共性である、こう判定してよろしうございませうか。

○富樫政府委員 制度に対する事務費の補助金、あるいは国庫の負担金というものは除きましては、そのように理解すべきものと考へております。

○小林(進)委員 そういう理解の上に立ちまして、一体この法律で真の利点を

の比重は労働者の方に利益の比重があるか、経営者の方に利益の比重があるか、その判断です。

○富樫政府委員 最も直接に利益を受けるものは従業員であると思います。よつてもつてその定着あるいは勤務意欲という関連におきまして事業主であると思ひます。よつてもつて国民経済に寄与するので、国が補助するに値する制度である、こういうことになりま

す。

○小林(進)委員 先ほどから質問を繰り返しておきまして、この法律から生まれてくる労働者に及ぼす被害の点を——被害と申しますか、それは一つ利益があるとしても、その利益の陰に失われるものもありますから、われわれが失われるのではないかと懸念した点を五つ、六つあげながら質問をしてきたわけですが、労政局長のお話ではそういう弊害は出ていない、こういうお話でございまして、せんずるところは中小企業に働いている労働者には、まことに現在流行の歌並みで、ありがたやありがたやであるというような御説明と拝承いたしました。それは改まった角度から一つお尋ねをしますけれども、私どもが一番心配している二重構造の問題、賃金格差の問題、待遇改善の問題が、この退職金があることによつてこれが解消せられる方向へ進んでいくものか、あるいはむしろこういう退職金などというものがあつたことによって、労働者を低賃金にきづつけをして、むしろ格差を拡大する方向へ持っていく懸念があるのではないかというわれわれの心配に対してどう判断をせられるか、伺つておきたいと思ひます。

○富樫政府委員 この賃金のことと払いの性格を持つ退職金制度、あるいは日本に一般的に存在します例の福祉施設、寄宿舎の料金の割引といったようないわゆる準賃金といったようなものが日本の労使関係の中に相当ウエイトを持つておる。この問題を近代化するのにはどういう方向をとるかというところは一つの問題点でございするが、ただこの際この制度というものは大企業その他自前で持つておるものと、平

仄を合わせる、それに準じた制度を持つたせるというものでありまして、その意味では労働条件の企業規模別格差の圧縮という方向に寄与しているものと考えます。最近の若い学校卒業者の就職者の方々は非常に的確な労働条件の制定というところに神経が相当向いておりますし、職業安定所においてもそういうことに配慮いたしておるもので、少なくともこの制度があるがゆゑに低賃金にきづづけというところは、現在の経済が好況であるという条件とも相待ちまして、そういうことは今までのところはないというふうに理解しております。

○小林(進)委員 ちょっと私質問が前後いたしましたので、先ほどお尋ねしたかつかつたのですが、三年半までは給付金が掛金以下であるとか、四年半までは六分の元利金の合計であるという今までの規定は、二年から返そう、三年から五割の国庫補助をつけるというふうに改正せられたらいいはどこでございしますか。

○富樫政府委員 先ほどからも申しましたように、中小企業におきましては、短期勤続者が相当多い。この制度はその定着率の向上を目ざすわけであ

りまするが、それにしても短期勤続者の多い現状と現行法との間に少し実情に沿わないへだたりがあり過ぎるというので、三年半というのを二年、五年を三年というふうにいたしました。従来ややもすれば労使とも、どうせうちのところは短期勤続だということに加

入を初めから投げてしまふということのない限度において、短期退職者の給付を改善したわけでありまして。

○小林(進)委員 これに要する事務費はよろしゅうございしますが、いわゆる五割、効力を発生するのは幾何級数的に年々ふえていきますね。その長期計画の年次別の国庫の補助金の出し工合を一つお聞かせ願ひたいと思ひます。

○富樫政府委員 国庫負担金につきましては今ここに数字がございせんが、これは非常に低率の増進という傾向となつております。問題は退職金経済そのものでございするが、この改正によりまして、従来積立金の最低運用率が六分でなければいけないという建前でできておりましたものが、今度の給付改善によりまして六分三厘という積立金の運用率を必要とするということになつております。

○小林(進)委員 国家の補助金の額を言つて下さい。

○富樫政府委員 初年度すなわち三十六年度は十億円——十億円というものは、今まで五年でなければ国庫補助金がつかなかつたのが三年で国庫補助金がつくようになりました。ところがこの制度が始まつてまだ一年四カ月ですから、来年度一年たつてもまだ三年にはなりませんけれども、従前の自前の制度から本制度に転換してきたものがありますので、そういうものを相手

といたしましたわづか十億、こうなるわけでありまして。本格的にそういうものが出てくる十年後の昭和四十六年におきましては、そのための国庫負担増が一億五千五百五十万、こういう一応の計算をいたしております。

○小林(進)委員 十年たつて国家の負担金が一億五千五百五十万でございするから、実に国から見ればわづかの犠牲に過ぎない。それに年々出る事務費程度のものでございするから、それでこの制度が運用されるのでございすけれども、一体積み立てられた金の……。

○富樫政府委員 大へん恐縮でございしますが間違ひいたしました。十年後の一億五千万というのは国庫負担金の総額でございす。現行制度のままではございしたとすれば一億円でございすから、今度の改正による増加額としては五千万でございす。

○小林(進)委員 これは予定でございすから計画と実施が違ふかも知れせんが、四十六年——十年後における積立金の予想総額は大体どれくらいになりますか。

○富樫政府委員 約四百億というふうな考へております。

○五島委員 今の小林さんの質問に関連して。

現在政府はすでに銀行預金利子の引き下げ等々を行なつた。そうすると今後預託する利子から上がつてくるもの、あるいはもろもろの関係が大きくなるが、政府の利子引き下げとこの余剰金の運用等々についてどういふうに響くか、ちよつと気になりますから、この点についてどういふうになる

るかという点を説明して下さい。

○富樫政府委員 この点は本法制定の際の御審議に際しても御心配があつたやうでございするが、今までのところ六分運用が六分三厘運用というふうに変つてしまつて、現実の積立金の運用の八割何分方の大部分は債券によつて運用しております。債券の大部分は七分何厘ということになっておりますので、遠き将来は別として、今のところは先のことをごさいますという事はないという考へでございす。

○小林(進)委員 これは先ほど質問が出たのですが、私は答弁を聞きながらどうして承できなかったのか、あらためてお尋ねするのでありますけれども、十年後に予想せられる四百億円という膨大な積立金の運用の仕方についてどうお考へになつてゐるか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○富樫政府委員 十年後に四百億という場合には、われわれといたしまして、年金の積立金等と同じように、将来これを中小企業に対する直接融資、労働者の福祉施設の融資ということにいたしたいという腹づもりでございす。何分まだ十億足らずのこと、先ほど滝井先生に怠慢というおしかりを受けましたが、今後十年先までの青写真をできるだけこころ一年くらいで作るわけでありまして、そのようにいたしたいと考へております。

○小林(進)委員 対大蔵省との関係ももちろんでございしますが、今のお話のように、諸他の年金と同様というお言葉がございました。午前中の質疑応答の中にもそういうお言葉があつたのだが、私はその点いささかニュア

スの違いといいますが、性格の違いから、今の年金と同様にというお言葉が納得がいけない。いかがですか。

○富樫政府委員 年金と同様に申しました趣旨は、この資金が中小零細企業の掛金でありますので、その方面にできるだけ直接的に役立てたいという意味合いを申し上げたわけでございます。

○小林(進)委員 そういふふうに訂正していただければやや私の間わんとするところに近いのであります。先ほどから性格論争をやりましたように、これは社会保障費でもなければ、純粹の賃金でもない、中小企業の従業者と経営者に限られた共済的な性格のものでありますから、金の運用の面にもその性格がきちと出るような形でいかなければいかぬと思う。そういう意味において、中小企業の経営の改善や合理化のために使うという点はけっこうでございます。一方には、働いておる中小企業の労働者のレクリエーションなり休養なりあるいはスポーツ、センターのような形のものに使う、その使用範囲は一般の厚生年金とはまた狭い性格のはっきりした方向に使われなければならないと思いますが、いかがでございますか。

○富樫政府委員 全く同感でございます。

○小林(進)委員 私はまだ三分の一しか質問が終わっていないのでございまして、私の用意いたしました質問はまだ残っておりますけれども、委員長から本日は一つこの程度にというお話がございしますので、後日にあらためて御質問をすることにして、本日はこれで私の質問を終わりたいと思

ます。
○斎藤(邦)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十八分散会

社会労働委員会議録第九号中正誤

ベシ段 行 誤 正
七三 五り労働大臣 労働大臣
八一 毛登記がなされた登記がされた
九四 五の下に、の下に
一〇一 末二項、ただ二項ただし
九頁五段一二行目から一〇頁二段二七
行目まで各行頭は一字下がるはずの誤り。

社会労働委員会議録第十一号中正誤

ベシ段 行 誤 正
六二 九「労働福祉 一及び労働
二 一〇「年金福祉 一、年金福
事業団、福祉 社事業団及
八五 三厚生省令の 厚生省令で
定める 定める
五 三昭昭和十二 昭昭和十二

昭和三十六年三月二十日印刷

昭和三十六年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局